

「令外祭祀」について

—『延喜式』神祇を中心に—

林 原 由美子

はじめに

古代日本における公的な神祇祭祀の制度は、七世紀後半から八世紀初頭にかけて成立した律令の神祇令を支柱として展開する。この神祇祭祀の名称に関して、井上光貞氏は、「『律令的祭祀』とよぶものは、八世紀初頭に公布された大宝令の、神祇令とよぶべき篇目によって規定され、実施された国家祭祀のことである」とした上で、「『律令的祭祀』とよぶとき、その言葉の中に、『令』とともに、同時にそれに伴う『式』をも含ませしておく^①」と述べた。神祇令だけではなく『延喜式』の「神祇式」等に規定されるものを含めた神祇祭祀全体を「律令的祭祀」としたのである。

従来、律令国家の神祇祭祀に言及する際には、この「律令的祭祀」を対象とする場合が多い。この中で三橋正氏は、神祇令に規定される「律令祭祀」が理念通りに執行できなかった場合の「精神的欠如を補うための方策」として、神祇令に規定されない「律令外祭祀」が成立・展開したと両者を区別した^②。そして、「律令外祭祀」の例に伊勢斎王制度と

『出雲国造神賀詞』奏上儀礼とを挙げ、天皇に深く関わるという類似点等を検証した。三橋氏の「律令外祭祀」に重点を置く視点は画期的であり、伊勢・出雲の祭祀が「律令祭祀」を補完するものだったという観点は、そのまま当該期における伊勢・出雲が王権を輔弼する機能を持っていたことを裏付けるものとなる。しかし、「律令外祭祀」として挙げられたものが二例と、その類型を見るには素材が少ないと考えられる。

そこで本稿では、「律令外祭祀」をより広くとって類型を求め、その神祇祭祀制度の中での役割を考察する。まずは、単に「律令的祭祀」内の「神祇令」外では広範囲なため、『延喜式』の「神祇式」に規定されるものを三橋氏の「律令外祭祀」と区別し、「令外祭祀」とひとまず定義付け、その共通点・相違点を史料から探っていく。次に、共通点がある場合には、その共通する特徴を探り出し、相違点がある場合には、その各々の特徴を解明する。そのようにして、「令外祭祀」が律令神祇制度の中でどのような立場にあったのか明らかにしていくのが本稿の目的である。ひいては、他の神祇祭祀と比較することで、『出雲国造神賀詞』奏上儀礼等の神祇祭祀を単独で考察した中では見出せなかった特徴を発見できるのではないかと、とも期待したい。

一 「律令祭祀」の基礎的考察

先行研究では「律令外祭祀」の役割を「律令祭祀」が理念通りに実行できなかつた時の精神的欠如を補完するものと捉えていた。³⁾この「律令祭祀」の補完³⁾という点を「令外祭祀」の役割を考察する目安とする。そのため本章では、「律令祭祀」がそもそもも担っていた役割の確認に向けて、まず「律令祭祀」を記載して当時の神祇祭祀制度の根底となっていた古代日本の神祇令について改めて整理していく。

1 神祇令の成立と内容

律令は、元来中国の国家システムを定めた法典である。周知のように日本の律令は、唐の律令（以下、唐令）を参照して作成されたものであり、その成立には七世紀の東アジア情勢が関係していた。すなわち、隋の煬帝が六一二年から始めた高句麗遠征を皮切りに、六六二年の白村江の戦いを経て、六七七年に統一新羅が成立するまでの期間である。この期間はまさに、早川庄八氏が「戦争の世紀」と称したように激動の時代だった。この緊張した情勢に対応するために、古代日本においても中央集権国家の建設が目指されたのである。律令制導入は、その一環にして根幹だった。

今日伝存するのは『令義解』や『令集解』等で伝えられた養老令と養老律の一部である。その養老令（七一八年制定）に記載される神祇令（以下、神祇令）の内容は、大宝令（七〇一年制定）のものとはほぼ同じであり、変更点は字句や名称の変更程度だったと言われている。すなわち大宝令の制定時において、古代日本の神祇令の骨格はほぼ定まっていたというわけである。

その条文は、全部で二十箇条から構成されている【表①】。そ

【表①】神祇令の条文

条文名	本文
1 天神地祇条	凡天神地祇者。神祇官皆依常典祭之。
2 仲春条	仲春（祈年祭）
3 季春条	季春（鎮花祭）
4 孟夏条	孟夏（神衣祭 大忌祭 三枝祭 風神祭）
5 季夏条	季夏（月次祭 鎮火祭 道饗祭）
6 孟秋条	孟秋（大忌祭 風神祭）
7 季秋条	季秋（神衣祭 神嘗祭）
8 仲冬条	仲冬（上卯相嘗祭 寅日鎮魂祭 下卯大嘗祭）
9 季冬及諸祭条	季冬（月次祭 鎮火祭 道饗祭）前件諸祭供神調度。及禮儀。齋日。皆依別式。其祈年月次祭者。百官集神祇官。中臣宣祝詞。忌部班幣帛。
10 天皇即位条	凡天皇即位。惣祭天神地祇。散齋一月。致齋三日。其大幣者。三月之内令修理訖。
11 散齋致齋内条	凡散齋之内。諸司理事如舊。不得弔喪問病。食宍。亦不判刑殺。不決罰罪人。不作音樂。不預穢惡之事。致齋。唯祭祀事得行。自余悉斷。其致齋前後兼為散齋。
12 散齋期間条	凡一月齋為大祀。三日齋為中祀。一日齋為小祀。
13 踐祚条	凡踐祚之日。中臣奏天神之壽詞。忌部上神璽之鏡額。
14 大嘗条	凡大嘗者。每世一年。同司行事。以外每年所司行事。
15 祭祀条	凡祭祀。所司預宣官。官散齋日平且頒告諸司。
16 供祭祀条	凡供祭祀幣帛。飲食。及果實之屬。所司長官親自檢校。必令精細。勿使穢雜。
17 常祀之外条	凡常祀之外。須向諸社供幣帛者。皆取五位以上卜食者充。唯伊勢神宮。常祀亦同。
18 朝廷大祓条	凡六月十二月晦日大祓者。中臣上御祓麻。東西文部。上祓刀。讀祓詞。訖。百官男女。聚集祓所。中臣宣祝詞。卜部為解除。
19 諸國大祓条	凡諸國須大祓者。每部。出刀一口。皮一張。鐵一口。及雜物等。戶別。麻一條。其國造出馬一疋。
20 神戶条	凡神戶調庸及田租者。並充造神宮及供神調度。其稅者。一准義倉。皆國司檢校申送所司。

してこの二十箇条は、次のように大きく五種に分類が可能である。

- (一) 第一条は、神祇令のいわゆる「総則」のような内容を記載している。
- (二) 第二条から第九条、第十条、第十三条と第十四条、第十八条と第十九条が当てはまる。これらが「律令祭祀」の規定である。特に、第二条から第九条に規定される十三種十九度の「常祀」は毎年恒例のもので、『延喜式』で謂うところの「四時祭」に当てはまる。一方、臨時に執行行われる「常祀之外」は、「臨時祭」に当てはまる。
- (三) 第十一条と第十二条、第十五条は、「斎」に関するものである。
- (四) 第十六条は「幣帛」に関する規定である。
- (五) 「その他」として、第十七条「奉幣使」と第二十條「神戸」についての規定である。

(三)「斎」も(四)「奉幣」も祭祀において行われることである。また(五)「神戸」に関しても、「神戸の出す調庸及び田租は、神社の造営や神に供する調度の費用に充てる」という規定に、もちろん祭祀の費用や用いられた調度品が神戸から供出されたという意味を含んでいる。したがって神祇令は、ほとんどが(二)「律令祭祀」に関連するものだったことが見てとれるのである。この神祇令の「律令祭祀」の分類としては矢野建一氏が、「常祀」を執行する場によって【表②】のように、西宮秀紀氏が、「律令祭祀」を祭祀の性格によって【表③】のようにそれぞれ整理している⁵⁾。両氏の分類を参

【表③】 律令祭祀の分類 (西宮)

	祭祀名	性格
常祀(四時祭)	祈年祭	余祝の祭
	鎮花祭	疫病鎮退の祭
	神衣祭	アマテラスの神衣を奉獻する祭
	大忌祭	豊穰祈願・風雨順調を祈る祭
	三枝祭	疫病鎮退の祭
	風神祭	悪風荒水の鎮祭
	月次祭	宮中の宅神祭
	鎮火祭	火を鎮める祭
	道饗祭	鬼魅を防ぐ祭
	神嘗祭	天皇がアマテラスに供薦する祭
	相嘗祭	天皇が大和国等の特定神と新穀を祝う祭
	鎮魂祭	天皇の御魂強化をはかる祭
	大嘗祭	新穀を至尊に供する祭
	大祓	罪を穢い清めること
臨時祭	惣祭天神地祇	天皇の即位を告げる祭
臨時祭	國家・自然の特別・特異現象に対する臨時の祭	

【表②】 律令祭祀の分類 (矢野)

	場所	律令祭祀
A	諸社	鎮花祭、三枝祭、大忌祭、風神祭、相嘗祭
B	伊勢神宮	神衣祭、神嘗祭
C	京城	鎮火祭、道饗祭
D	宮城内	祈年祭、月次祭、鎮魂祭、大嘗祭

考に「律令祭祀」の役割を（イ）農耕を祈るもの、（ロ）天候の順調なることを祈るもの、（ハ）病気を防ぐもの、（ニ）京・宮城内に悪しきもの（病等も含む）が入り込むのを防いで守護するもの、（ホ）皇祖神アマテラス関係のもの、（ヘ）天皇の心身の健康を維持するもの、そして（ト）天皇即位儀礼とに分類した。

さて、以上の「律令祭祀」は、参照元となった唐の祠令（以下、唐祠令）を単に模倣したものではない。三橋氏は、「律令の編者は、唐の「祠令」に見られるような整然とした祭の体系を参照して、それに見劣りしない日本独自の祭祀体系を「神祇令」で示した」と述べており、「律令祭祀」を「律令国家の神祇のあるべき姿を提示した極めて理念的なもの」と指摘している。⁶三橋氏の指摘以前より、このように理念的な「律令祭祀」を理想通りにそのまま実行することは、制定当時から困難で、破綻の要素を抱えていたという指摘は多い。例えば神祇官は、職員令で官司の筆頭として、「令釈」においても「百官之首」と記載されている。⁷しかし現実には、伯の官位相当は従四位下であり、太政官はおろか各八省の卿の位階よりも低いものである。また律令の不実行は、『続日本紀』和銅四年（七一）七月一日条の元明天皇の詔で「張設律令。年月已久矣。然纔行一二。不能悉行。良由諸司怠慢不存恪勤。遂使名充員数空廢政事。若有違犯、而相隱考第者。以重罪之。無有所原。」とあるように、律令施行後しばらくしても現実に行われていたものはごく僅かだったと分かる。つまり、神祇令の実行も同様だったことが推測できるのである。

律令制導入は、国力を高めて動乱の情勢に対応するためになされたものだった。また、開皇二十年（六〇〇）に初めて隋へ使者を派遣しているが、この時は日本国内の制度が未整備だったために、高祖文帝に風俗が道理に反しているのを改めるようにと訓令されてそのまま帰国している。⁸その後、推古十一年（六〇三）に冠位十二階が、翌年に十七条憲法が制定され、そして推古十五年（六〇七）に「神祇」への祭拜が天皇から命じられた後、⁹同年七月に再び遣隋使が派遣されている。このことから、対外交渉を行うには神祇祭祀の整備が律令制度の整備に付随して必要だったと推察でき

る。文化的な国には、独自の整備された神祇祭祀制度が必要だったと意識されていたとも言い換えられるだろう。よって、律令の整備に付随する神祇祭祀制度の整備は急務である。これは天武・持統期に律令が本格的に整備された時も同様の認識があったと考えられる。

このように急整備された神祇令の特徴を見るには、参照元の唐令と比較するのが最も近道である。そのため次節では、唐祠令との比較から神祇令の特徴を確認していく。

2 唐祠令との比較から見る神祇令の特徴

中国の律令の特徴には、儒教がその根本にあるというものがあるが、初めからそうだったわけではない。¹⁰『爾雅』釈詁篇には、律の項目に「常也」「法也」¹¹とあるが、周代には律の方が恒久的な法典だった。一方、令も「告也」¹²と書かれており、必要に応じてその都度告知される勅だった。『唐律疏議』には、その後戦国時代の法家・商鞅が「法」を改めて「律」を称するようになったとあり、¹³ここで「律令」という熟語が成立したのである。そして漢の武帝の治世に至って、中国の律令には儒教主義を根本とするという方向が決められた。すなわち董仲舒の対策によって、儒教を国教と定め、国家のあらゆる政策を儒教から割出するようになったというものである。¹⁴これによって、まずは令が非刑罰的な民法法典へと変化した。律は、長く恒久的な法典の位置を占めていたため中々変化しなかったが、時代が降るにしたがって儒教的な要素を取り入れていき、やがて現在知られるように「律は刑法典、令は民法法典」という形に収まった。古代日本の律令編者は、このような変化を経た唐令を中心に参考にしたのである。

さて、唐祠令とそれを参考にした神祇令との相違は、次の五つの視点から言及することが可能である。

(一)「まつり」の表記

(二) 祭祀の記載方法

(三) 「齋」関係の諸規定

(四) 即位関連儀礼の有無

(五) 動物犠牲について

まず(一)「まつり」の漢字表記方法について、唐祠令では明確な使い分けをしている。すなわち、

「祀」は天に在る天神に対するまつり

「祭」は地に在る自然物の神・地祇に対するまつり

「享」は宗廟で行われる祖先の靈魂に対するまつり

というような区別である。ここに加えて、祭祀の対象別に見ると「積奠」として、先聖・先師（孔子とその弟子）に対するまつりも規定されている。唐祠令では、自然の神（天神地祇）と祖先神をまず区別し、さらに自然神を天神と地祇とに分けていることから、すでに神が体系化されていると言える。一方、日本の神祇令でも、天神と地祇の区別は一応なされてはいるが、明確なものではなく、神々を総称する場合に使用される場合が多い。神祇令に記載される祭祀の名称もすべて「祭」とされていることから、唐祠令のような神の体系化を意識した形跡は見受けられない。

(二) 祭祀の記載方法について、唐祠令では、内容・階級ごとの記載をしており、祭祀対象の神を項目としている。神祇令では、季節・執行順での記載をしており、唐祠令のように個々の祭祀の性格や重要度を重視しているわけではない。また神自体ではなく、祭祀名を記載している点も特徴である。

(三) 「齋」、すなわち「散齋」「致齋」の期間が相違している【表④】。散齋とは、致齋前後の一定期間

【表④】 齋期間の比較

	大祀	中祀	小祀
神祇令	一月（散齋一月、致齋三日）	三日（散齋三日、致齋一日）	一日
祠令	散齋四日、致齋三日	散齋三日、致齋二日	散齋二日、致齋一日

* () は『延喜式』記載

特定の行為を禁じることで、致齋は、祭祀以外の行為を悉く禁じることである。この散齋・致齋期間の長短で祭祀の等級が大・中・小祀と分けられる。唐祠令が順当に期間を変化させているのに比べ、神祇令は大祀が突出して長く設定されている。また、この大・中・小祀に当てはまる祭祀は【表⑤】の通りであるが、ここから日本の「律令祭祀」は、踐祚大嘗祭だけを殊更他の祭祀と分けて規定していることが分かる。それを裏付けるように、『日本後紀』大同三年（八〇八）十月二十九日条に「制。稽於前例。大嘗散齋三月也。自今以後。以一月爲限。」と記載がある。ここで大嘗祭の散齋が三箇月から一箇月に改められていることは、踐祚大嘗祭が神祇令の規定すら遥かに超えて行われていた事実を示し、いかに重要視されたものだったのかを表している。

(四) そもそも唐祠令には、即位儀礼に関する祭祀の規定は記載されていない。漢代の話にはなるが、西嶋定生氏が、同一王朝内における帝位継承の場合の即位儀礼には「皇帝となるための脱俗の秘儀とかが認められない」と指摘している¹⁵⁾と指摘している。そのような関係で、唐祠令には即位儀礼に関する規定がないと考えられる。

(五) 動物犠牲については唐祠令三十四条に、¹⁶⁾

諸祀昊天上帝、皆用蒼犢一。配帝亦蒼犢一。五方上帝・五人帝、各方色犢一。夜明白犢一。皇地祇黃犢一。配帝亦黃犢一。神州黝犢一。配帝亦黝犢一。宗廟・社稷・帝社、先蠶・先代帝王・五嶽四鎮・四海・四瀆・孔宣父・齊太公、諸太子廟、竝用太牢。若冬至祀園丘、加羊九豕九。夏至祭方丘、加羊五豕五。(後略)

【表⑤】 齋規定対応表

	大祀	中祀	小祀
神祇令	踐祚大嘗祭	祈年祭・月次祭・神嘗祭・新嘗祭・*賀茂祭	大忌祭・風神祭・鎮花祭・三枝祭・相嘗祭・鎮魂祭・鎮火祭・道饗祭・*崗韓神祭・*松尾祭・*平野祭・*春日祭・*大原野祭
祠令	昊天上帝・五方上帝・皇地祇・神州・宗廟	日月・星辰・社稷・先代帝王・嶽・鎮・海・瀆・帝社・先蚕・孔宣父・齋太公・諸太子廟	司中・司命・司人・司録・風師・雨師・靈星・山林・川沢

*どの祭祀がどの等級に当たるかの記載は神祇令にはなく、『延喜式』にしかないため、念のため『延喜式』のみに記載される祭祀も表に入れた。

と、犢（子牛）、豕（豚）や牢（牛・羊・豚等の干肉の断片）等の規定があるが、神祇令には全く見ることができない。またこれに関連して散齋中に禁止されている行動についての規定（神祇令十一条〔表①〕参照）・唐祠令三十八条）を見比べてみると、神祇令には「食宐」つまり獣肉を食することが追加されていることも注目できる。¹⁷⁾唐祠令と比べて神祇令で齋が重視されているのは、その期間の差から分かるが、規定もより厳しくなっている。その思想と同様のものが、動物犠牲の有無という差にも影響しているのだろう。

神祇令の一番の特徴は、神祇祭祀的な即位儀礼を殊更重視していることである。唐祠令との比較でも分かるように、神祇令の中で他の常祀等は重要性の違いを考えられていない。その中で、第十条と第十二条によって即位儀礼が大祀と規定されて齋の期間を明言されているのである。

本章では、まず神祇令が七世紀という「戦争の世紀」に対応するため、そして对中国の交渉相手と成り得るために国内整備の一環として成立したことを整理した。またその役割としては、大きく七種類に分類できるのではないかと考えた。さらに、唐祠令との比較から、大きな特徴として天皇の即位儀礼及び齋が重要視されていることに着目した。次章では、以上のような神祇令を「精神的に輔完する」と考えられる「令外祭祀」について、その役割等を整理し、「律令祭祀」の精神的な補充に留まるものだったのか否かを探っていく。

二 「令外祭祀」の検討

1 「令外祭祀」の定義づけ

前章で整理した「律令祭祀」は、神祇令に定められた祭祀である。本章で検討する「令外祭祀」は、本稿では特に

『延喜式』神祇式に定められている祭祀の内、「律令祭祀」を除いたものと定義する。そして検討の範囲は、『延喜式』卷一神祇一 四時祭上【別表①】（以下、条文は上〇条と記載）、四時祭下【別表②】（以下、条文は下〇条と記載）及び臨時祭下【別表③】に記載される祭祀とする。また個別の祭祀のことではなく、神祇制度全体のことや細則・規定に言及するもの、「律令祭祀」自体ではなくてもそれに付随するものは除外することとする。

2 四時祭の検討

中臣・藤原氏関連の祭祀【表⑥】

四時祭の中で特徴的であるのが、中臣・藤原氏の関連が深い祭祀の存在である。これらのほとんどは公的祭祀（以下、公祭）になっている。この場合の公祭とは、天皇との姻戚関係が生じた氏族・都に住む氏族の氏族祭祀と朝廷との関わりが深まったことで、宮廷の年中行事的な祭祀となったものを指す。そのため氏族祭祀であると同時に文字通り公的な祭祀という両面性を持つのが特徴である。

鳴雷神祭は、鳴雷社に神祇官の中臣氏を差遣して降雨の順調なることを祈願する祭祀である。鳴雷神の鎮座地の春日山は、耕地を潤す佐保川・能登川の水源であり、その関係で農耕と密接に関連して耕地を恵む雨をもたらす雷神が鎮座していた。この鳴雷神という神名は、黄泉国にてイザナミの身体から生み出された八雷神の二柱のものであるが、雷の後に雨が降ることから水神としての機能も保持していたのだろう。元々は、春日の地

【表⑥】 中臣・藤原氏関連の祭祀

祭祀名	条文	祭神	神社（鎮座地）	関連氏族（執行者）
鳴雷神祭	上六条	鳴雷神	鳴雷社（春日山・大和国添上郡）	春日氏 ↓中臣・藤原氏
春日祭	上七条	春日神四座（タケミカツチ・フツヌシ・アメノコヤネ・ヒメガミ）	春日社（大和国添上郡）	中臣・藤原氏
大原野祭	上八条	春日社と同じ	大原野社（山城国乙訓郡）	藤原氏
枚岡祭	上十一条	アメノコヤネ・ヒメガミ・タケミカツチ・フツヌシ	枚岡社（河内国河内郡）	藤原氏

を根拠地としていた和珥氏（欽明期に春日氏と改姓）が奉斎していたと考えられるが、井上辰雄氏によって「雷神系の信仰を保持していた」と称される中臣氏がこの地に移住して以降、奉斎氏族が変更された。¹⁹ 現在の祭神が天水分神で、天から降る水すなわち雨を分配する神であることは示唆的である。鳴雷社は現在春日社の末社であり、中臣・藤原氏と関連するが、いわゆる「公祭」ではない。それにもかかわらず『延喜式』で春日祭の直前に記載されるのは、やはり藤原氏の隆盛によるところが大きかったと考えられる。

春日祭は、藤原氏の氏神である春日社の祭祀である。この春日の地では、元々春日山の御蓋山を通して、東国の神郡・鹿嶋郡（鹿嶋社の祭神タケミカツチ）・香取郡（香取社の祭神フツヌシ）に向かつて祭る遙拝形式の庭上祭祀が行われていた。岡田莊司氏は、『古社記』、『春日御社御本地并御託宣記』、『中臣祐賢春日御社縁起注進文』等といった鎌倉時代に編纂された社家の記録から、称徳天皇の神護景雲二年（七六八）十一月九日に、河内国の枚岡社の神（中臣氏の祖神アメノコヤネ）を新しく迎え共に祭ることとし、恒常的に行う社殿祭祀へと変更されたとした。²⁰ また岡田氏は、この時に春日祭も成立したと推測している。祭神は、第一殿タケミカツチ、第二殿フツヌシ、第三殿アメノコヤネ、第四殿ヒメガミ（アメノコヤネの妃神）である。タケミカツチは、元来刀剣の神であり雷神でもある。このことは重富滋子氏によって鹿嶋の地が、刀剣鍛冶に必要な清い泉と燃料となる松のある山、良質の砂鉄、そして鞆の材料となる鹿に恵まれ、古くから刀剣鍛冶の技術が育っていた地だったと検証されることから窺える。²¹ その刀剣の神という性格から武神・軍神へとタケミカツチの神の機能が広がったのである。鹿嶋社は東国に多くの末社を持ち、その封戸を末社に与えていたが、春日社にも同様の扱いをしており、春日社は鹿嶋社の末社という形式をとっていた。宮地直一氏は、鹿嶋・香取両社は東国経営・蝦夷討伐等で古くより中央でも崇拜され神威が高まっていたため、特に大きな活躍をしていない祖神アメノコヤネよりも春日社では上座に据えられたと推測する。²² 鹿嶋社が国家の軍神として神郡設定されていたこと

も理由の一つに挙げられるだろう。⁽²³⁾ さて春日祭は、『類聚三代格』卷一「科祓事」延暦二十年（八〇二）五月十四日官符で祭事を闕怠するものに中祓を科すとあり、⁽²⁴⁾ 延暦二十四年（八〇五）二月十日に「春日祭使」が任命されていること等から、⁽²⁵⁾ 平安初期以前から公祭になっていたと考えられる。また、嘉祥三年（八五〇）に文徳天皇（母は藤原冬嗣の娘・順子）が即位すると、伊勢神宮・賀茂社と同様に「春日大神社」に参議藤原助を差遣して、タケミカツチ・フツヌシに正一位、アメノコヤネに従一位、ヒメガミに正四位上の神階昇叙がなされている。⁽²⁶⁾ 義江明子氏は、仁寿元年（八五二）に大原野祭が公祭化すると、春日祭も同時期に盛大となったと指摘する。⁽²⁷⁾ 加えて、伊勢の齋宮・賀茂の齋院に類似する齋女制も特徴的である。⁽²⁸⁾ 以上のことは、藤原氏の隆盛を受けたものと考えられる。

大原野祭は、春日祭に準拠する大原野社の祭祀である。『延喜式』神名帳には名は見えないが、『延喜式』上一条大中小祀条では小祀に分類されている（別表①参照）。この神社は、平安遷都に伴って春日社の祭神を遷して祭ったことより始まった。仁寿元年に梅宮祭（仁明天皇の外戚氏族・橘氏の氏神の祭祀）に准じて公祭化したことは、外戚氏族の守護神として整備された梅宮社に准じること、藤原氏もまた、外戚氏族としての立場を確立するためだったと考えられる。

枚岡祭も、大原野祭と同様に春日祭に準拠する枚岡社の祭祀である。『三代実録』貞観七年（八六五）十月二十一日「勅。河内國平岡神主一人。給春冬當色帙絹糸等。一如平野梅宮神主。又春秋二祭。差神祇官中臣官人一人。校祭事。兼付幣帛。又差琴師一人。供事祭場。立爲恒例。」の記事と、同年十二月十七日条「勅。河内國平岡神四前。准春日大原野神。春冬二祭奉幣。永以爲例。」の記事によって、貞観七年から朝廷の奉幣に預かることになったことが分かる。

中臣・藤原氏関連の祭祀は、鳴雷神祭を除くと、称徳朝に成立した春日祭に准じて公祭化している。岡田氏は、春日祭の公祭化を「父方母方の血縁に依拠する両属性原理」⁽²⁹⁾ によるものとした。春日祭の盛大化や他の祭祀の公祭化が八五

○年以降にあることは、当該期の藤原氏の隆盛を物語る特徴と言える。

【表⑦】京・宮城守護関連祭祀

蘭韓神祭は、平安京宮内省の西北隅に鎮座して（南神殿に蘭神・北神殿に韓神）天皇を守護してきた蘭神・韓神の祭祀である。蘭神は、『拾芥抄』に秦河勝の邸宅内に祭られていたという伝承が記載される土地神であり、韓神は、秦氏の奉斎してきた渡来の神である。平安遷都にあたり、別所に移そうとした際に、この場所で天皇を鎮座すると神託があったため、そのまま鎮座することになったのが由来とされる。また前述の春日祭と同じく延暦二十年以前から公的な祭祀として扱われていたことが確認できる。蘭韓神は嘉祥三年（八五〇）十月二十日条では従五位下だったが、³⁰『文徳天皇実録』齊衡二年（八五五）九月七日条「以園神韓神列於名神。」では名神に列されており、『三代実録』貞觀元年（八五九）正月二十七日条「宮内省從三位園神。韓神並正三位。」では正三位まで昇叙されている。これは、この時期の神威の高まりを示している。加えて『三代実録』天安二年（八五八）十一月二十日条「停園韓神祭。自此之後。鎮魂新嘗等諸祭皆停止。」でも、文徳天皇が崩御したことを理由に他の諸祭と共に停止させられており、諸祭に先立ち記載されていることから、より崇拜されていた祭祀だったことが推察される。

大宮売神祭は、神祇官西院で祭られた天皇を守護する八神の一柱であり、造酒司にも奉斎された大宮売神の祭祀である。この神は『古語拾遺』で、アマテラスが天岩戸から出現するにあたり「令大宮賣神侍於御前（是、太玉命、久志備所生神、如今世内侍善言・美詞、和君臣間、令宸襟悅懼

【表⑦】京・宮城守護関連祭祀

祭祀名		条文	祭神		神社（鎮座地）	関連氏族（執行者）	
蘭韓神祭	大宮売神祭	上九条	上十条	蘭神、韓神	大宮売神	蘭神社、韓神社（宮内省西北隅）	秦氏
四面御門祭	祭	上八条	上八条	榊石窗神、豊石窗神	神祇官西院	忌部氏	忌部氏
松尾祭	御川水祭	上十六条	上十九条	松尾大明神（天山咋神、中津島姫命）	神祇官西院	秦氏	秦氏
露靡神祭		上二十条	不明	不明	不明	不明	不明

也」と、アマテラスに侍った女神である。太玉命が忌部氏の祖神であることから、この女神は忌部氏が大宮の守護神として宮中に祭った神だと考えられる。四面御門祭は、内裏四面の御門にそれぞれ鎮座する櫛石窓神・豊石窓神の祭祀である。この神々も大宮売神と同様に『古語拾遺』で、アマテラスが遷宮した新しい神殿の御門の守護にあたった神々であり、「令豊磐間戸命・櫛磐間戸命二神、守衛殿門(是、並太玉命之子也)」と記載されるように太玉命所生の神々である。

松尾祭は、その名の通り松尾社の祭祀である。この祭には、御阿礼神事(御旅所祭祀)の側面と、賀茂祭に准じた平安京の守護神としての公祭との二つの側面がある。賀茂社との関連には、松尾社の縁起の『本朝月令』所引「秦氏本系帳」逸文にある『山城国風土記』逸文「賀茂社縁起」の異伝が確認できる。すなわち、桂川で裳を洗っていた秦氏の娘が、河上から流れてきた矢(＝松尾神)を拾ったことで神の子(＝賀茂別雷神。賀茂社の祭神)を宿したという内容である。

御川水祭は、内裏や中宮職で、殿舎や堀に沿って流れる「御溝水」の祭祀である。井神(井戸の神)や大宮地(内裏の土地)の霊を祀る座磨巫が祭祀に従事していることから、大宮売神に関連して建物及びその土地を守護する機能をもった神だと推測できる。また霹靂神祭は、「霹靂」が落雷の意味なので、その災いを防除するための祭祀であり、特に京中に対するものを指していたと思われる。

京・宮城を守護する祭祀である菌韓神祭と松尾祭は(賀茂祭も同様に)公祭にあたるが、天皇と外戚関係のある氏族の祭祀ではない。それは大宮売神祭以下の祭祀も同じだった。あるいは、遷都に伴って王城鎮護を請負う形で、氏族の地位維持のために氏族祭祀を売り込んだとも考えられる。

王権祭祀【表⑧】

平野祭は、平野社の祭祀である。平野社の祭神は、第一殿（北舎）今木神、第二殿（前舎）久度神、第三殿（南舎）古閑神、第四殿（南後舎）比売神であり、奉斎氏族には、王氏（桓武後裔氏族）、大江・和氏（桓武外戚氏族）が存在する。しかし三宅和朗氏は、平野祭の中で他の参加者とは別に勅使だけが東面して祭神に背を向けて著座すること、この勅使（近衛将監）が監祀者として祭祀の進行を行うことから、「祝詞を読みあげさせ、平野祭を実施する主体は、著座の位置・方向からして、やはり勅使＝監祀者と考えるべき」としている⁽³²⁾。また、祝詞の奏上者（神祇官の中臣氏二人）・内容（天皇の治世の長久、親王以下百官人の守護、朝廷の繁栄）、著座（前述の奉斎氏族が列座者全体の中で、特別な座席を占めていない）、国家官人の関与（警固担当者が衛府武官）等から、平野祭は、あくまでも平野社を「祭祀の場」として執り行われた王権祭祀、ひいては宮廷祭祀だと述べている。加えて、日本古来の祭祀では深夜に「神事」が実施されるのに対して基本的には昼間に実施される点、祭日に神を迎える「神迎え」・祭後に神を帰す「神送り」の神事が行われていない点から平野祭の特異性に言及する。一方、榎村寛之氏は律令国家の祭祀について「権力が介入したのは主に祭祀のハード面の部分であり、ソフト面、つまり氏族や共同体の内部で行われる祭祀の内容ではなかった⁽³³⁾」と論じている。つまり、この点においても他の祭祀と異なり反していたのであり、特徴的であると言えるのではないか。

3 臨時祭の検討

本節は臨時に行われる祭祀について見ていく。筆頭の霹靂神祭は、臨時の祭祀という特性から考えると、実際に落雷の災いがあった場合に行われる祭祀だったと推測される。四時祭にも同様の祭祀が見受けられるため、ここでは詳述し

【表⑧】 王権祭祀

祭祀名	条文	祭神	神社（鎮座地）	関連氏族（執行者）
平野祭	上十七条	今木神・久度神・古閑神・比売神	平野社（山城国葛野郡）	勅使

ない。

陰陽道関連—竈と土地と水（井戸）—【表⑨】

【竈】

鎮竈鳴祭は、竈神の祭祀が別に存在するため（後述）、不吉の象徴である「鳴竈」の異変が生じた際、臨時に行われた祭祀であると考えられる。有名な「鳴竈」の例には、『日本書紀』天智十年是歳条において、大炊の「八鼎」が鳴ったことが挙げられる³⁴。これは壬申の乱勃発の前兆だった。竈とはカマであり、湯を沸かす器はカナへと読まれ竈とセツトとして扱われた。すなわち鼎は竈である。この大炊寮の竈神は、忌火神・庭火神・大八嶋竈神とも称し、平安時代には神階授与の対象にもなっている³⁵。また『日本紀略』天徳四年（九六〇）十一月二十日条の「巳時内膳御竈神鳴。召陰陽寮有御占。」という記事では、内膳司で「鳴竈」の怪異があった際に陰陽師に占わせていることから、この祭祀への陰陽師の関与を窺うことができる。

【表⑨】陰陽道関連—

竈と土地と水
（井戸）—

御竈祭の「御竈」は、天皇の食事に使用する竈を意味すると考えられる。松前健氏は、その関係から天皇への供御に用いられる竈自体が神聖視の対象になったとする³⁶。さらに松前氏は、同じく火を焚く炉が「日常生活の食物の煮炊きや、家屋内の照明や暖房等を兼ねる、実用本位の物であるのに対し、」³⁷そもそも竈は「正式の会食、すなわち神と人が、晴の共食を行なった、神饌を供えたり、祓等を行ったりするような、宗教的行事に関連している」とも指摘し、特に祭祀用には、庭竈（内庭等に設けてある大竈や別棟として建てられた竈屋にある大竈）が使用されたと述べる。この「竈神」祭祀に関しては、地方の集落遺跡から出土する墨書土器に陰陽道と関連する類型や事例があり、「竈神」の語が記された例も含まれていることから、関連を

祭祀名		条文	祭神
〔竈〕			
鎮竈鳴祭	三条	竈神	
御竈祭	五条	竈神	
〔土地〕			
鎮土公祭	九条	土公神	
鎮新宮祭	十一条	土公神	
鎮御在所祭	八条	土公神	
〔水（井戸）〕			
御水祭	十条	水神	
御水神祭	四条	水神	
御井祭	六条	井神	
産井祭	七条	井神	

指摘される場合もある。しかし、門田誠一氏によつて遺構の実例と古記録の記載が検証され、盛行する時期や場所及び祭祀自体の内容や執行者（平安京の貴族等・地方の集落）の相違から、両者は別物であると想定されている。³⁷そして、宮廷・貴族等が行う竈神祭祀に対して陰陽寮が関与していたとされる。これに関連して、『延喜式』陰陽式二十二条竈神祭条には「庭火并平野竈神祭（坐内膳司）」と記載がある。竈神が崇りそれに対し陰陽師が祓（解除）を行った例としては、貴族の日記等から、以下のもの等が挙げられる。

『御堂関白記』長和二年（二〇一三）四月十一日条

惱事猶非例、然參皇太后宮、是小依有惱事、又到土御門、以吉平令解除、依竈神崇也、

『御堂関白記』長和二年（二〇一三）六月八日条

時々深雨、行小南、還來間、見竈神御屋入水來、有所惱占竈神崇、仍令解除并修補、

『小右記』長元四年（二〇三二）七月五日条

恒盛云、今且依召參女院、俄惱御々腰、占申御竈神土公崇由、於竈前奉仕御祓、二ケ度、承宜御坐由、

この内、長和二年六月の例から、貴族の邸宅内に作られた独立した建物の中で竈神が祭られ、その前で祓等が行われたことが読みとれる。松前氏の見解も併せて考えると、宮中の竈神に対しても同様の祓、祭祀が行われたと推測できるだろう。

〔土地〕

鎮土公祭の「土公」は、中国から伝わった土公神という土地神である。春は竈、夏は門、秋は井戸、冬は庭とその時々所在が異なる上、その所在地を犯触しないように配慮しないと崇りを為す神である。深澤瞳氏は、「土公神は、遊行する神であり、その折の居場所や方角で、土とかかわる建築・土木工事等を行うことは犯土とされ、忌みの対象で

あった。犯土になると禍を受けることになるので、土忌がされた⁽³⁸⁾と説明している。土木工事に関する研究では、八世紀に増加した土木事業が九世紀から減少していき、十世紀には空白期のピークを迎え、十一世紀になるまで土木事業が積極的に実施されていなかったことが検証され、そしてこの空白期の原因を「犯土」思想の発達に求めている⁽³⁹⁾。その「犯土」は、『古事類苑』所収『朝野群載』「犯土禁忌」によると、自宅より四十五歩（約八十一メートル）以内で行われる三尺（約一メートル）以上の掘削を伴う土木工事に対して土忌（方違）をしなくてはならないというものだった⁽⁴⁰⁾。「犯土」思想は、貴族の日記に増え始める時期等から、『延喜式』が編纂された十世紀から十一世紀にかけて急速に発達した考えだと言うことができる。土公神は竈や井戸にいることもあり、また竈を作るためには、土を使って土台を作らなければならず、井戸を作るにも三尺を越えて土を掘る必要があるため犯土となることが多かった⁽⁴¹⁾。ここから前述の竈神祭祀、後述の井神祭祀に対しても「犯土」思想が関係し、陰陽師が関与していた可能性が指摘できる。

鎮新宮祭に関連するのは、『西宮記』臨時七「天皇移新殿」天徳四年（九六〇）十一月四日条に「遷冷泉院、御輿留西門、神祇官奉御麻、入御自西門、陰陽頭具膽前行、次童女四人（後略）」とある記事である。この記事では、村上天皇が内裏焼失のため冷泉院に避難した際、神祇官と共に陰陽寮が関与していることに注意したい。前述の鎮土公祭と同様に、土地神を鎮めるのに陰陽寮が関与していることは、そもそもこの鎮新宮祭自体が土公神信仰、犯土信仰と関連していたことを示している。鎮御在所祭も同様であり、これは文字通り天皇の御在地に対する鎮祭である。『三代実録』元慶元年（八七七）二月二十九日条「是日申時。天皇遷自東宮。御仁壽殿。童女四人。一人秉燎火。一人持盥手器。二人牽黄牛二頭。在御輿前。用陰陽家鎮新居之法也。公卿宿侍内裏。三日不出。」の記事では、陽成天皇が即位し、東宮から移動する際に行われており、さらに陰陽道の関与があったことから前述の土公信仰との共通点を見出すことが可能である。

〔水（井戸）〕

御川水祭は四時祭にも同じものが見られるように、建物及び敷地を守護する意味を持つ祭祀である。一方で、土地神関連の祭祀と並んで記載されることから、天皇が遷御する場合にその遷った先の新殿を守護するために行われた祭祀でもあると推測される。水神祭もまた、竈や井戸に関する祭祀と並んで記載されていることから、竈と共に使用される水に対する祭祀であると考えられる。御井祭・産井祭も、同じく竈と一緒に使用される水を出す井戸にいる井神に対する祭祀であろう。また加えて、「犯土」思想によつて井戸を掘り作ることも制限を受けていたと考えるのが妥当である。

鐘方正樹氏は、十世紀頃から井戸への祭祀にも陰陽道の影響がはじまっていたと指摘する。⁽⁴³⁾

陰陽道が関連したと考えられる祭祀は、九、十世紀以降に多く行われていることが特徴である。これはやはり、当該期の陰陽道の流行によるところが大きいと考えられる。

即位関係祭祀

【表⑩】

〔踐祚大嘗祭〕

〔踐祚〕大嘗祭は、即位儀礼の一環で即位して最初に行われる新嘗祭である。御禊は、その一連の次第に属するもので、大嘗祭を迎えるに当たつて、天皇が穢れを水によつて祓い清めるために行う儀式である。また羅城御贖は、天皇一代一度に行われる御贖の一種である。御贖とは、元々は罪や身の穢れを祓い清めるための呪具を意味する。羅城御贖自体の史料は乏しく、ただ『貞信公記』承平二年十一月二日条に「羅城祭可去月廿三日、而所司称用途不足不行、仍今日行」とある。「羅城祭」が該当するものと考えられるのみである。この時は、前月の二

【表⑩】 即位関係祭祀

祭祀名		条文	関連地	関連氏族（執行者）
〔踐祚大嘗祭〕	御禊	十三条	—	不明
〔その他即位〕	羅城御贖	十四条	羅城門	不明
	八十嶋祭	二十二条・二十三条	難波国	難波・生嶋等
〔出雲国造神賀詞〕	奏上儀礼	三十五・三十七条	出雲国	出雲氏

十五日に河頭御禊、同月十三日に大嘗祭があつたが、大嘗祭の前に行われることを意図された御贖だった。
 「その他即位」

八十島祭は、天皇が即位し、大嘗祭を行った翌年に難波津にて行われる祭祀であり、御巫と生島巫(宮廷の無位の巫女)が参加するのが特徴である。史料上の初見は『文徳天皇実録』嘉祥三年(八五〇)九月八日条である。⁽⁴⁴⁾即位関連の祭祀であるため、先行研究が豊富にある。まず祭祀の意義に関するものには、田中卓氏の大嘗祭後の祓説、瀧川政次郎氏の泰山符君を祭る陰陽道祭祀説、若井敏明氏の海神祭祀説、吉田晶氏の河口地域の陸化現象を国土造成に見立てた祭祀説、そして岡田精司氏の大八洲の霊を天皇に付与する祭祀説である。また起源に関しても、田中・瀧川両氏は、初見の嘉祥三年の説を提唱している。その他の説としては、若井氏の七世紀後半・天武朝頃、吉田氏の五世紀頃・大阪湾周辺(辺の氏族祭祀として始まり六世紀に宮廷祭祀となつたという説、そして岡田氏の五世紀初頭に河内政権の王位継承儀礼として発生したという説がある。五世紀まで遡るかどろかは不明であるが、文武三年(六九九)正月二十七日の文徳天皇(大嘗祭六九八年)や、神亀二年(七二五)十月十日の聖武天皇(大嘗祭七二四年)の難波宮行幸の例をみれば、⁽⁴⁵⁾少なくとも七、八世紀には大嘗祭の翌年に難波行幸をする形式が存在したと言ふことが可能である。さらにこの祭祀については、祭神に関しても注意が必要である。『延喜式』では住吉、垂水等が奉幣を受けている。しかし岡田氏によると、これは本来の祭神ではなく関連する神格であり、本来の祭神は大八洲の神つまり生島・足島神である可能性が高い。大八洲神は、難波大社ともいう難波生國魂神社に鎮座するとともに、宮中で生島巫によって祭られた国土の生成と安寧に関わる神格であり、国土の神格化とも言うべき神である。天皇即位に関連する祭祀の祭神として相応しいと考えられる。『出雲国造神賀詞』奏上儀礼は、即位儀礼の一種で靈龜二年(七一六)から始められたと考えられる。出雲国内で一年の齋を行い、同じ次第を二回繰り返すのが特徴である。天皇即位に関わる八十嶋祭の開始が、文武天皇の即位時に求

められるのなら、これは『出雲国造神賀詞』奏上儀礼と同じく、天武（草壁）皇統の即位を意図するために行われたものと言えるのではないか。⁽⁴⁷⁾

【悪しきものが入ってくるのを防ぐ】**【表⑪】**

八衢祭の祭神は、記紀神話で登場する三柱の衢神の内（サルタヒコ・ヤマタノオロチ・岐神）、天の八衢にいて「天孫降臨神話」で天孫を日向へ道案内をしたサルタヒコであると考えられる。衢とは、『説文解字』第二篇下に「四達、謂之衢」とあるように、四方八方に通じる道のことである。姜鐘植氏は、衢は「外部の客を迎え入れたりする交通の要路、出会いの場所、外部のものと戦ったりする境界の場所」と指摘する。このような性質は、衢神の中で最初に登場する岐神から見とれる。すなわち、イザナキがイザナミの率いた鬼神に追い込まれた時に、境界で杖を投げて鬼神を退けた、その杖が岐神だという話である。その関係から衢神の機能は、世界の間に立ち、悪しきものが入り込まないように防ぐというものだったと考えられる。

疫神祭は、宮城四隅疫神祭及び畿内十処疫神祭とあるように、宮の四隅あるいは畿内の国境で行われた祭祀である。「律令祭祀」道饗祭の形態を前提として、疫病の流入に臨時に対応して行われたと考えられる。また関口靖之氏は、「外へ出向く時の道中安全を祈る意味」⁽⁴⁹⁾もあつたとする。「疫神」の初見は、『続日本紀』宝亀元年（七七〇）六月二十三日条「祭疫神於京師四隅。畿内十堺。」の記事である。これ以降宝亀年間には「疫神」を祭ることが頻繁になされるようになった。董伊莎氏は、天平年間（七二九―七四九）に使者によって大陸あるいは半島から疫病（天然痘）及び疫神信仰が伝えられたのが起源だとする。⁽⁵⁰⁾このような経緯から、疫病は外来のものという認識が生まれ、外と内をつなぐ境界、衢での祭祀が執り行われるようになったのだろう。外部から入り込むものを防ぐために境界・辻で祭祀を行うと

【表⑪】 悪しきものが入ってくるのを防ぐ

祭祀名	条文	祭神
八衢祭	十五条	サルタヒコ
宮城疫神祭	二十四条	疫神
畿内疫神祭	二十五条	疫神

いう形は、行幸時や外国からの使者を迎え入れる時も、同様に当てはめられたと考えられる。

おわりに

「令外祭祀」は、①「律令祭祀」と同類の役割を持ち補完するものと、②「律令祭祀」にはない機能を持つものとは大きく分けられる。前者すなわち「律令祭祀」の役割で最も大きなものは、天皇の即位に関係する機能である。そしてその機能は、参照元になったはずの唐祠令には記載のないものだった。これは唐（中国）と日本の即位に対する考え、事情が異なるためであると考えられる。中国では、王朝が変わる際の皇帝位の移動には悪しき王を打倒した等と正当性を主張する必要があったが、同じ王朝内での皇帝位の移動は前代からの引継ぎがあれば十分になされるものだった。一方日本では、名目上は同一王朝としているため、律令導入を本格的に着手し始めた天武天皇が即位した背景である「壬申の乱」は正当性を主張する意味を全く持たない。むしろ、逆効果になる出来事だった。そのため前代からの引継ぎなしで同一王朝内での皇位の移動を行うために、多くの他者から正当性を保証される必要があったのではないか。そこには、責任を外部に求める日本的な考えがあったのかもしれない。

後者すなわち「律令祭祀」にはない機能を持つものは、④外戚氏族（藤原氏）の祭祀の公祭化したもの及び⑤土公神や竈神といった陰陽道に関係する祭祀である。④は当該期の藤原氏の隆盛から、その発達の要因を見ることができると

⑤は律令制導入時には、まだ発達していなかった信仰から発生した脅威に対応するための祭祀だったと考えられる。張麗山氏が「土公信仰を日本に広げたのはやはり陰陽師である」と指摘するように、この流布された新しい論理・信仰が新たな脅威を生み、そしてそのために新しい対応策である祭祀が必要となったと考えるべきである。

註

- (1) 井上光貞『日本古代の王権と祭祀』（東京大学出版会、一九八四年）
 - (2) 三橋正「律令祭祀の変質と律令外祭祀」（『明星大学研究紀要【日本文化学部・言語文化学科】』一五、二〇〇七年）
 - (3) 三橋前掲（3）
 - (4) 早川庄八「東アジア外交と日本律令制の推移」（岸俊男編『古代国家と日本』中央公論社、一九八八年）
 - (5) 矢野建一「律令国家の祭祀と天皇」（『歴史学研究』五六二、一九八六年）、西宮秀紀『律令国家と神祇祭祀制度の研究』（壇書房、二〇〇四年）
 - (6) 三橋前掲（3）
 - (7) 『令集解』卷二 職員令神祇官条「令釈」
神祇者、是人主之所重、臣下之所尊、祈福祥、求永貞、无所不歸神祇之德。故以神祇官、爲百官之首。
 - (8) 『隋書』卷八十一 列伝第四十六東夷「倭国」条
開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤、號阿輩雞彌、遣使詣闕。上令所司訪其風俗。使者言倭王以天爲兄、以日爲弟、天未明時出聽政踞坐、日出便停理務、云委我弟。高祖曰、此太無義理。於是訓令改之。（後略）
 - (9) 『日本書紀』卷二十二 推古天皇十五年（六〇七）二月九日条
詔曰。朕聞之。曩者我皇祖天皇等宰世也。躋天躋地。敦礼神祇。周祠山川。幽通乾坤。是以陰陽開和造化共調。今当朕世。祭祠神祇。豈有怠乎。故群臣共爲竭心宜拜神祇。
- 『日本書紀』推古天皇十五年二月十五日条
皇太子及大臣率百寮。以祭拜神祇。

(10) 中国の律令の性格の変化については、曾我部静雄『日中律令論』（吉川弘文館、一九六三年）に詳しい。以降は、基本的には曾我部氏の論を参照していく。

(11) 『爾雅』 釈詁篇

典、彝、法、則、刑、範、矩、庸、恆、律、戛、職、秩、常也、柯、憲、刑、範、辟、律、矩、則、法也。

(12) 『爾雅』 釈詁篇

命、令、禱、吟、祈、請、謁、訊、詰、告也。

(13) 『唐律疏議』 卷一 名例律

商鞅傳授、改法爲律。

(14) 董仲舒の対策によって儒教が国教化したという通説は、福井重雅氏『漢代儒教の史的研究 儒教の官學化をめぐる定説の再検討』（汲古書院、二〇〇五年）や、渡邊義浩氏（『西漢の儒教と政治権力』（汲古書院、二〇〇五年））等に否定されるものではあるが、本稿においては、日本に伝わった律令が儒教の要素を含んでいたことを知るだけでよいので通説をそのまま記載した。

(15) 西嶋定生「漢代における即位儀礼——とくに帝位継承のばあいについて——」（榎博士還暦記念東洋史論叢編纂委員会編『東洋史論叢——榎博士還暦記念』山川出版社、一九七五年）

(16) 唐祠令の条文は、基本的には仁井田陞編『唐令拾遺補』（東京大学出版会、一九九七年）から引用し、中村裕一『唐令逸文の研究』（汲古書院、二〇〇五年）等も参考にする。

(17) 唐祠令三十八条

（前略）散齋之内、齋官昼理 事如故、夜宿於家正寢、惟不得弔喪問疾、不判署刑殺文書、不決罰罪人、不作樂、不

預穢悪之事、致斎惟祀事得行、其餘悉斷。非応散斎致斎者、惟清斎一宿於本司及祠所。

(18) 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」(大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』吉川弘文館、一九六〇年)

(19) 井上辰雄「大化前代の中臣氏」(『古代王権と宗教的部民』柏書房、一九八〇年)

(20) 岡田莊司「平安前期 神社祭祀の公祭化・上―平安初期の公祭について―」(『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九六年)

(21) 重富滋子「春日信仰における神鹿とその造形」(『美学・美術史学科報』十六、一九八八年)

(22) 宮地直一「八幡宮の研究 春日神社の研究」(蒼洋社、一九八五年)

(23) 神郡とは、特定の神社(国家・天皇祭祀と密接に関わる神社)の祭祀を経済的・人材的にバックアップするため設定されたものであり、国家に重視されていた。これを氏神として祭ることは、その神威を取り込むこととなる。

(24) 『類聚三代格』巻一「科祓事」延暦二十年(八〇二)五月十四日官符

(前略) 右闕忌大忌祭、風神祭、鎮花祭、三枝祭、鎮火祭、相嘗祭、道饗祭、平野祭、園韓神春日等祭事。(後略)

(25) 『日本後紀』巻十二 延暦二十四年(八〇五)二月十日条

(前略) 典闈建部千繼。被充春日祭使。(後略)

(26) 『文徳天皇実録』巻二 嘉祥三年(八五〇)九月十五日条

亦遣參議藤原朝臣助向春日大神社。策命曰。天皇(我)詔旨(止)。大神(乃)廣前(爾)申賜(倍止)申(久)。

皇大神(乃)厚護(爾)依(天之)。天日嗣(乃)高御座(爾波)。平(介久)即賜(止奈毛)所念行(須)。因茲(天)。先先(爾)禱申賜(比之)御冠(止)爲(天奈毛)。建御賀豆智命。伊波比主命二柱(乃)大神(乎波)正一位(爾)。天兒屋根命(乎波)從一位(爾)。比賣神(乎波)正四位上(爾)。上奉(利)崇奉(留)状(乎)。神財

〈乎〉令捧持〈天〉奉出〈須〉。(後略)

(27) 『文德天皇実録』卷三 仁寿元年(八五二)二月十二日条

別制大原野祭儀。一准梅宮祭。

義江明子「春日祭祀詞と藤原氏」(『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、一九八六年)

(28) 齋女制は、貞觀八年(八六六)に成立したが、貞觀十七年(八七五)を最後に姿を消している。

(29) 岡田前掲(20)

(30) 『文德天皇実録』卷二 嘉祥三年(八五〇)十月二十日条

(前略) 亦遣右中辨兼右近衛中將從四位下藤原朝臣氏宗向園神韓神等社。策命曰。天皇〈我〉詔旨〈爾〉申給〈久〉。

御冠奉授〈无止〉。袴申賜〈比之爾〉依〈天〉。從五位下〈乃〉御冠〈乎〉奉授〈利〉崇奉〈留〉状〈乎〉。御位記令

持〈天〉奉出〈須〉。(後略)

(31) 渡御祭(三月中卯日)・還御祭(四月上旬日)からなる神靈移動の儀式次第を持つ神事。

(32) 三宅和朗「平野祭の基礎的考察」(『史学』六十六(二)、一九九六年)

(33) 榎村寛之「日本古代神祇祭祀法における「法意識」についての基礎的考察―大宝神祇令から延喜神祇式へ」(『法制史

研究』五十九、二〇〇九年)

(34) 『日本書紀』卷二十七 天智十年是歳条

讚岐国山田郡人家、有鷄子四足者。又大炊省有八鼎鳴。或一鼎鳴。或二或三俱鳴。或八俱鳴。

(35) 『文德天皇実録』卷七 齐衡二年(八五五)十二月一日条

大炊寮大八嶋竈神。齋火武主比命神。内膳司庭火皇神並授從五位下。

(36) 松前健「古代宮廷竈神考」(『古代信仰と民俗』おうふう、一九九八年)

(37) 門田誠一「竈神にみる都と鄙」(池見澄隆編『冥顕論 日本人の精神史』法蔵館、二〇二二年)

(38) 深澤瞳「狭衣物語」の土忌」(倉田実編『王朝人の婚姻と信仰』森話社、二〇一〇年)

(39) 西山孝樹木他「わが国の平安時代における「土木事業の空白期」に関する研究」(『土木学会論文集』六十八、二〇一二年)

(40) 『古事類苑』方技部三 陰陽道下「土忌」所収『朝野群載』卷十五 陰陽道「犯土禁忌」

勘申隣里犯土禁忌歩数事

陰陽書云、居郭邑内者、土氣去宅卅五歩、各爲一區、過之外土氣不害人、掘地起土、深過三尺爲害、不滿三尺無害、本命法云、禍害絶命鬼五墓之郷、去舍三百歩内、雖身不往、害人作病云々、(後略)

(41) 『蜻蛉日記』天禄三年(九七二)

廿七八日のほどに、土をかすとて、ほかなる夜しも、めづらしきことありけるを、人つけにきたるも、なにこともおぼえねば、うくてやみぬ。

『小右記』長和三年(一〇〇二) 正月十五日条

源宰相来談去、今日東地立屋、土公人間也、光榮所勘者、

『小右記』寛仁二年(一〇一八) 三月十九日条

午刻寝殿東西渡殿初立此間少女同車立北門外、立柱上棟了婦入、申尅許内供自天台来、爲訪申老尼種物、證源師云、今日見瘡躰、可難治坎、尼君爲避犯土今曉渡宰相宅、

『中右記』嘉保元年(一〇九四) 十一月三日条

今日戌剋立内膳屋、(其所從町尻東、御倉町中也)、先申殿下奏事由、只今之御所東對廿七丈之中也、可令避犯土御也、中寢殿西庇暫供御座、中宮・主上暫令渡御也、(權大進仲實令御裝束、主上同渡御一所、)

(42) 『小右記』長元元年(一〇二八)十一月七日条

今日令掘井、不及遣水沸出、即臨覽、大有興、是則柏近湯屋、亦咫尺耳、以陰陽屬爲利令散供井鳥、

『中右記』寛治七年(一〇九三)正月十九日条

近日禁井破損、(在皇居戌亥角、)仍今日修理、爲避土公(丈尺之外也)、宸儀暫遷御東中門廊、先懸御簾於南北東、立廻大宋御屏風土帖、其中供御座、卯剋渡御、(後略)

(43) 鐘方正樹『井戸の考古学』(同成社、二〇〇三年)

(44) 『文徳天皇実録』卷二 嘉祥三年(八五〇)九月八日条

遣宮主正六位下占部雄貞。神琴師正六位上菅生朝臣末繼。典侍正五位下藤原朝臣泉子。御巫无位榎本連淨子等。向攝津國祭八十嶋。

(45) 岡田精司『古代王権の祭祀と神話』(壇書房、一九七〇年)・『古代祭祀の史的研究』(壇書房、一九九二年)、吉田晶

『古代の難波』(教育社、一九八二年)、若井敏明「八十嶋祭の再検討」(『日本宗教文化史研究』四(二)、二〇〇〇

年)、三品彰英『古代祭政と穀靈信仰』(平凡社、一九七三年)、田中卓『神社と祭祀』(国書刊行会、一九九四年)、滝川

政次郎『律令と大嘗祭』(国書刊行会、一九八八年)以降、各論者の説は、本註記載の論文からの引用したものである。

(46) 『続日本紀』卷第一 文武三年(六九九)正月二十七日条

是日。幸難波宮。

『続日本紀』卷第九 神龜二年(七二五)十月十日条

天皇幸難波宮。

- (47) 八十嶋祭については、稿を改めて論じることとしたい。
- (48) 姜鍾植 「『天の八衢』について―古事記を中心に―」(『文学史研究』三十八、一九九七年)
- (49) 関口靖之 「古代山城国境での疫神祭地と主要な通路」(『歴史地理学紀要』三十、一九八八年)
- (50) 董伊莎氏 「古代日本の疫病関連信仰における外来的要素について―平安時代の御霊会を中心として―」(『文化交渉 東アジア文化研究科院生論集』六、二〇一六年)
- (51) 張麗山 「日本古代における呪術的宗教文化需要の一考察―土公信仰を手がかりとして―」(『東アジア文化交渉研究』六、二〇一三年)

【別表①】『延喜式』四時祭上

番号	条文名	本 文
1	大中小祀条	凡踐昨大嘗祭爲大祀、祈年、月次、神嘗、新嘗、賀茂等祭爲中祀、大忌、風神、鎮花、三枝、相嘗、鎮魂、鎮火、道饗、齒、韓神、松尾、平野、春日、大原野等祭爲小祀、(風神祭已上、並諸司齋之、鎮花祭已下、祭官齋之、但小祀祭官齋者、內裏不齋、其遣勅使之祭者齋之。)
2	祭日条	凡祈年祭二月四日、大忌、風神祭並四月、七月四日、月次祭六月、十二月十一日、神嘗祭九月十一日、其子午卯酉等日祭、各載本條、自餘祭不定日者、臨時擇日祭之、
3	祈年祭条	祈年祭三千一百卅二座 大四百九十二座 (三百四座案上官幣、一百八十八座國司所祭、) 小二千六百卅座 (四百卅三座案下官幣、二千二百七座國司所祭、)
4	祈年祭官幣条	神祇官祭神七百卅七座 奠幣案上神三百四座 (宮中卅座、京中三座、畿內、山城國五十三座、大和國一百廿八座、河內國廿三座、和泉國一座、攝津國廿六座、東海道、伊勢國十四座、伊豆國一座、武藏國一座、安房國一座、下總國一座、常陸國一座、東山道、近江國五座、北陸道、若狹國一座、山陰道、丹後國一座、山陽道、播磨國三座、安藝國一座、南海道、紀伊國八座、阿波國二座、) 社一百九十八所 座別縮五尺、五色薄絨各一尺、倭文一尺、木綿二兩、麻五兩、庸布一丈四尺、倭文纏刀形、(倭文三寸、) 縮纏刀形、(縮三寸、) 布纏刀形 (布三寸、) 各一口、四座置、八座置各一束、楯一枚、槍鋒一竿、弓一張、靱一口、鹿角一隻、鋏一口、酒四升、鮫、堅魚各五兩、脂二升、海藻、滑海藻、雜海藻各六兩、鹽一升、酒埵一口、裹葉薦五尺、前一百六座 座別縮五尺、五色薄絨各一尺、倭文一尺、木綿二兩、麻五兩、倭文纏刀形、縮纏刀形、布纏刀形各一口、四座置、八座置各一束、楯一枚、槍鋒一竿、裹葉薦五尺、不奠幣案上祈年神四百卅三座 (並小、宮中六座、畿內、山城國六十九座、大和國一百五十八座、河內國九十座、和泉國六十一座、攝津國卅九座、) 社三百七十五所 座別縮三尺、木綿二兩、麻五兩、四座置、八座置各一束、楯一枚、槍鋒一口、庸布一丈四尺、裹葉薦三尺、就中六十五座、各加鋏一口、靱一口、廿八座各鋏一口、三座各靱一口、(並見神名帳、) 前五十八座 座別縮三尺、木綿二兩、麻五兩、四座置、八座置各一束、楯一枚、槍鋒一口、裹葉薦三尺、 右、神祇官所祭、幣帛一依前件、具數申官、三后、皇太子御巫祭神各八座、並奠幣案上、但臨時加減、仍不入恒數、大神宮、度會宮各加馬一疋、(籠頭料庸布一段、) 御歲社加白馬、白猪、白鷄各一、高御魂神、大宮女神、及甘樞、飛鳥、石料、忍坂、長谷、吉野、巨勢、賀茂、當麻、大坂、膽駒、都祁、養布等山口、并吉野、宇陀、葛木、竹谿等水分十九社、各加馬一疋、其神祇官人以下蠶料安藝木綿一斤、中臣宣祝詞料庸布五段、短帖一枚、(月次、大嘗蠶料、祝詞料、及短帖准此、) 前祭十五日、充忌部八人、木工一人、令造供神調度、(但鞠者鞠編氏作、檜木者讚岐國送納、前祭五日、令木工寮受之、) 當曹忌部官一人監造、若曹內無忌部官人、及神部之中、忌部不足九人者、兼取諸司充之、其潔衣料布、人別二丈七尺、(官人細布一端、) 一人日米二升、酒六合、(五位一升、) 鰯三兩、(五位五兩、) 又加東鰯、烏賊、煮堅魚各二兩、) 鹽二勺、(五位五勺、) 海藻二兩、但木工若不給潔衣及食、致齋之日平明、奠幣物於齋院案上并案下、(所司預載案下幣帛、) 掃部寮設座於內外、(諸祭設座准此、) 神祇官人率御巫等、入自中門、就西廳座、東面北上、大臣以下入自北門、就北廳座、(大臣南面、參議以下就廳東座、西面、王大夫就廳西座、東面、) 御巫就廳下座、群官入自南門、就南廳座、北面東上、神部引祝部等、入立于西廳之南庭、既而神祇官人降就廳前座、大臣以下及諸司、共降就廳前座、中臣進就座宣祝詞、每一段畢祝部称唯、宣訖中臣退出、大臣以下諸司拍手兩段、不称唯、然後皆還本座、伯命云、奉班幣帛、史称唯、忌部二人、進夾案立、史以次、唱御巫及社祝、祝称唯進、忌部領幣帛畢、(大神宮幣帛者、置別案上、差使進之、) 史還座申領幣訖、諸司退出、(月次祭儀准此、)
5	祈年祭國幣条	國司祭祈年神二千三百九十五座 大一百八十八座 (東海道卅三座、東山道卅七座、北陸道十三座、山陰道卅六座、山陽道十二座、南海道十九座、西海道卅八座、) 座別絲三兩、綿三兩、 小二千二百七座 (東海道六百七十九座、東山道三百卅座、北陸道三百卅八座、山陰道五百廿三座、山陽道卅四座、南海道卅卅四座、西海道六十九座、)

		<p>座別絲二兩、綿二兩、 右、國司長官以下准例、散齋三日、致齋一日、共會祭之、(祭日并班幣儀並准神祇官、)其幣皆用正稅、</p>
6	鳴雷神祭条	<p>鳴雷神祭一座(十一月准此、坐大和國添上郡、) 繩二疋、絲二絢、綿二屯、五色薄繩各六尺、倭文四尺、調布二端、庸布二段、木綿、麻各一斤、鐵四口、白米五斗、糯米二斗、大豆、小豆各一斗、酒二斗、稻四束、鮓、堅魚、雜膳各二斤、鮭五隻、雜餅二斗、海藻二斤、雜海菜二斤、鹽二斗、菓直錢、(多少隨時、)明櫃二合、折櫃四合、高案一脚、缶二口、塙四口、片盤廿口、匏四柄、櫛一俵、席四枚、食薦六枚、葦籠一口、(已上祭料、)庸布二段、木綿、麻各一斤、鐵四口、米一斗、酒一斗、稻二束、鮓、堅魚各四斤、腊一斗、海藻六斤、雜海菜六斤、鹽四升、坩二口、坏五口、席二枚、葦籠一脚、(已上祓料、)祝詞當色袍一領料、紺繩三丈七尺、裏料綠帛三丈五尺、 右、差中臣一人供祭、</p>
7	春日祭条	<p>春日神四座祭 祭神料 安藝木綿大一斤、繩七尺、調布二丈三尺、(已上官物、神祇官所請、)曝布一端八尺、商布十二段、笏八合、(已上封物、内膳司所請、)稻六束、(神祇官所送、)米、糯米各三斗、大豆、小豆各五升、(已上大炊寮所送、)酒一石五斗、(用社釀酒、)鹽五升、鮓、堅魚、烏賊、平魚、海藻各六斤、腊十二斤、鮪三斗、雜菓子二斗、橘子一斗、韓甕四具、由加二口、叩盆四口、盆六口、塙十口、洗盤六口、片盤、片坏各卅口、窪坏廿口、碗形卅口、酒盞八口、(加臺、)水桶二口、折櫃四合、匏四柄、杓二柄、箕一枚、籬一口、櫛二俵、置簀四枚、食薦十枚、(已上大膳職所送、) 散祭料 白紙廿張、色紙卅張、曝布一端、(已上封物、)酒六斗、(用社釀酒、)五色薄繩各二丈、木綿二斤、麻一斤、五色木綿一百枚、五色玉二百枚、繩一疋、絲一絢、綿一屯、(已上官物、神祇官所請、)米、糯米各一斗五升、大豆、小豆各五升、(已上大炊寮所送、)鮓、堅魚、平魚各六斤、鮭二隻、海藻六斤、鹽五升、雜菓子三斗、櫛一俵、折櫃四合、食薦二枚、(已上大膳職所送、) 解除料 五色薄繩各二尺、木綿三斤、麻二斤、鐵四口、(已上官物、神祇官所請、)酒七升、(用社釀酒、)鮓、堅魚、腊雜盛二籠、海藻六斤、鹽一升、盆一口、(已上大膳職所送、)米五升、(大炊寮所送、)稻二束、(神祇官所送、)庸布一段、商布二段、(已上封物、) 飭神殿料 五色薄繩各二丈四尺、繩四尺、綿一屯、木綿八斤、麻一斤、(已上官物、神祇官所請、)黑葛十斤、檜樽一村、(已上木工寮所送、)琴緒料絲六兩、(神祇官所送、) 醱神酒并驅使等食料(前祭請之、) 黒米四石、調布五尺、匏二柄、杓一柄、籬一口、韓甕一具、櫛十把、(已上封物、醱神酒料、)酒卅十四口、酒壺二口、(祭日納酒料、)庸布一段、(覆瓿四口、缶十四口料、)白米三斗六升、鮪三升、海藻卅把、鹽九合、(已上醱酒女一人、驅使二人、十五日食料、) 醱神酒解除料(前祭請之、) 五色帛各四尺、繩四丈、絲四絢、綿四屯、木綿、麻各二斤、白米一斗、酒二斗、鮓、堅魚、腊、海藻各六斤、鹽四升、稻四束、黃葉八枚、鐵、盆、塙各四口、坏六口、食薦二枚、匏一柄、櫛廿把、庸布四段、祝詞料布一端、 醱神酒電祭料(前祭請之、) 五色帛各二尺、倭文一尺、木綿、麻各八兩、鐵二口、米、酒各四升、鮓、堅魚各二斤、腊八兩、海藻二斤、鹽二升、祝詞料布一端、 齋服料 物忌一人料、夾額帛三丈五尺、羅帶一條、紫絲四兩、錦鞋一兩、(已上封物、)錦二條、(一條長三尺五寸、一條長六尺、並廣四寸、)繩三疋二丈九尺、綠繩一疋、紗七尺、韓櫛二枚、紅花一斤二兩、東繩三尺五寸、綿三屯半、支子五升、神主一人、神祇官一人、別當色一領、(内藏寮所充、)繩二疋、綿二屯、(已上官物、)細布二端、調布二端、(封物、)神主獻料繩二疋、絲三絢、調布二端、彈琴二人、別繩一疋三丈、綿三屯、膳部八人、卜部二人、別佐渡調布二丈七尺、紅花二兩、(已上官物、)守神殿住丁二人、別商布一段、(已上封物、) 右、祭料依前件、春二月、冬十一月上申日祭之、其封物者、割下總陸兩國香取鹿嶋二神封調布五百端、(香取神封二百端、鹿嶋神封三百端、)庸布三百段、商布六百段、麻六百斤、(已上鹿嶋神封、)紙六百張、(香取神封、)送神祇官、仍取官庫、依件充用、其雜給料、所司各供備之、其物忌一人食、日白米一升二合、鹽一勺二撮、預神部二人、別日白米一升六合、鹽一勺六撮、住丁二人、(常陸國鹿嶋神封住丁、)別日黒米二升、鹽二勺、其衣服神部別夏繩四丈五尺、冬繩一疋三丈、綿四屯、(並用神封物、)</p>

8	大原野祭条	大原野神四座祭 右、料物同春日祭、春二月上卯、冬十一月中子日祭之、
9	齒韓神祭条	<p>園井韓神三座祭園一座韓神二座 五色帛各八尺、夾纈帛、紫帛、紫纈帛、緋帛、淺綠帛、赤練帛各四尺、帛二丈、練絲二兩、細布四丈、商布二段、安藝木綿一斤、凡木綿八斤、錢一貫文、鈴四口、五色玉一百枚、紙卅張、米二斗、糯米二斗、大豆、小豆各五升、酒一斗二升、油二升、橘子一百八十顆、宮二合、荒筥八合、食薦四枚、瓮、塙各十口、椀四口、瓶六口、杯卅口、酒壺六口、盤四口、匏四柄、柏九十把、炭四篋、薪二擔半、置黃四枚、(已上神祭料、)五色帛各三尺、(朝神樂料、)五色帛各一丈二尺、繩一匹、縹帛四尺、絲二鈎八兩、綿二屯、五色薄絁各二丈、調布一端、洗布二丈、商布四段、凡木綿四斤、麻二斤、紙卅張、色紙卅張、錢八百文、鍬四口、桶八束、(神祇官所充、)米一斗、酒一斗二升、糟一斗、鹽二顆、坏十口、瓶二口、合盛膳四篋、黃藥卅枚、柏甘把、(已上解除料、)黑米一石、白米五斗、繩一疋、錢五百十二文、(已上釀神酒料、)飯五斗六升、酒一斗八升、(已上膳部八人、卜部二人、神山人十人料、)</p> <p>齋服料 物忌二人、別夾纈帛、淺綠帛各三丈、繩一疋二丈五尺、帛一疋五丈六尺五寸、表褄一腰、帶一條、縹帛二丈四尺、緋帛一丈五尺、紫絲二兩、綿四屯、東繩三尺五寸、履一兩、紅花五兩、支子五升、御巫一人、繩一疋、淺綠帛一匹、綿二屯、表褄一腰、物忌御巫、別綠繩一疋、備供神物女孺一人、繩一疋、綿二屯、調布一端、表褄一腰、女丁二人、別調布二丈一尺、紺布二丈一尺、細布五尺、神祇官人、當色一領、彈琴二人、別黃帛三丈六尺、帛三丈六尺、綿三屯、卜部二人、別調布二丈七尺、膳部八人、別調布二丈七尺、紅花二兩、守神殿一人、商布一段、 右春二月、冬十一月丑日祭之、(春用春日祭後丑、冬新嘗祭前丑、)參議已上一人、就祭所行事、其內侍到來、乃始祭之、但雜給料所司各供備之、(事見儀式、)</p>
10	大宮禊神祭条	<p>大宮禊神四座祭坐造酒司 五色繩各二丈六尺、繩二丈六尺、綿四屯、倭文二丈四尺、木綿、麻各六斤、絲四鈎、(並整料、)紫繩、緋繩各一丈八尺、(並神御衣并蓋料、)布二端二尺、敷布并覆及裏幣料、黃藥五枚、紙五十張、白米一斛二斗、糯米二斗五升、大豆、小豆各六升、酒九斗、鮓、堅魚各廿斤、膳餅八斤、鮓二斗五升、鮓八隻、鹽一斗五升、錢五百文、(鮮物并菓子土器直、)油四升、綿一屯、(懸燈料、)缶四口、酒壺四口、酒壺八基、杯八口、瓮、塙各八口、明櫃四合、折櫃六合、机四前、(高長各四尺、)廣二尺、切机二前、食薦八枚、匏八柄、柏二俵、薪九擔半、(直、)桶四束、(神祇官所充、)當色一具、(神主忌部官人料、)絹三尺、絲三鈎、並同軹料、布二端二丈八尺、(膳部四人明衣袴料、) 右、料物、前祭申官請受、春二月、冬十一月上午日祭、即神主供事、</p>
11	枚岡祭条	<p>枚岡神四座祭 祭神料 五色絹各二丈四尺、絲四繩、曝布四端、安藝木綿八斤、麻八斤、裏幣帛料交易商布一段一丈七尺、明櫃二合、宮形一具、杓一枝、(已上幣料、官物、神祇官所請、)布四端、(封物、)白米六斗四升、糯米一斗二升、酒七斗、大小豆各四升、鮓一斗、膳四斤、烏賊、堅魚各四斤、雜盛一篋、海藻四斤、滑海藻二斤、生鮓一隻、鹽四升、菓子一斗五升、桶四束、韓竈、由加各二具、箕一枚、塙形四口、叩子二口、盆四口、塙五口、酒壺二口、洗盤、片盤各四口、覆坏廿口、酒盞八口、杯卅口、杓二柄、水桶二口、匏四柄、置簀四枚、食薦十二枚、籩一口、柏三俵、薪五擔、(已上用河內國正稅、)</p> <p>解除料 五色繩各二尺、凡木綿三斤、麻二斤、鍬四口、交易商布二段、庸布一段、(已上官物、神祇官所請、)酒一斗、鮓三斗、膳二升、烏賊、堅魚各四斤、海藻四斤、鹽二升、桶二束、瓮三口、塙三口、缶四口、坏六口、杓二柄、水桶二口、匏二柄、食薦二枚、籩一口、黃藥十二枚、(已上用河內國正稅、)</p> <p>散祭料 五色繩各二丈、繩一疋、絲一鈎四兩、凡木綿二斤、麻一斤、紙廿張、曝布一端、色紙卅張、五色玉二百丸、五色木綿一百枚、(已上神祇官所請、)</p> <p>神殿裝束料 五色繩各二丈四尺、繩四尺、麻二斤、綿一屯、黑烏十斤、檜樽一村、(已上官物、神祇官所請、)</p> <p>釀神酒竈神祭料(前祭請之) 五色繩各二尺、倭文一尺、木綿八兩、鍬二口、(已上官物、神祇官所請、)</p> <p>釀神酒解除料(前祭請之) 五色繩各四尺、繩四丈、絲四鈎、木綿、麻各二斤、庸布四段、鍬四口、黃藥八枚、祝詞軹料布一端、(已上官物、神祇官所請、)白米五斗、(用河內國正稅、)盛酒雜用料庸布一段、覆醃酒盥口料布五尺、(官物、神祇官所請、)韓竈一具、(釀酒料、用河內國正稅、)</p>

		<p>雜色人食料 白米一斛三升二合、鮪一斗八升、腊十一斤四兩、和布十一斤四兩、鹽一升八合、酒三斗五升、(並用河内國正稅、)</p> <p>齋服料 物忌一人裝束、絹四疋九尺、夾纈綿三丈五尺、綿三屯六兩、錦九尺五寸、紗七尺、紅花一斤三兩、支子五升、錦鞋一兩、紫絲四兩、韓櫛二枚、神主人當色一具、裝束料絹二疋、細布二端、綿二屯、布二端、(神祇官一人料准此、) 帙料絹二疋、絲三鈎、布二端、彈琴一人裝束料絹一疋三丈、綿三屯、庸布二段、膳部八人料布六端二丈八尺、(別三丈五尺、) 紅花一斤四兩、卜部二人料交易商布二段、(別一段、並官物、神祇官所請、) 祝、祢宜各一人料布十二端、(封物、)</p> <p>同祭祿料 調布卅八端、(幣帛使、神主各八端、物忌二端、祢宜、祝各八端、彈琴、笛工各一端、卜部二人各一端、) 庸布十六段、(膳部八人各二段、) 右、春二月、冬十一月上申日祭之、官人一人率雜色人、供奉祭事、</p>
12	鎮花祭条	<p>鎮花祭二座 大神社一座 綿一疋、絲一鈎二兩、綿一屯、五色薄絁各三尺、倭文六尺、布一端一丈、木綿、麻各三斤六兩、棗六兩、弓七張、篋二連、鹿皮十張、(已上三種神祇官充、) 羽二翼鹿角三頭、鐵三斤五兩、漆一升、黃藥三斤五兩、茜十兩、黑葛廿斤、清酒五升、濁酒六斗五升、鮫二斤六兩、堅魚五斤五兩、腊八升、海藻五斤五兩、鹽二升、瓮一口、都婆波、匳、短女坏、盞各一口、裏葉薦二枚、 狹井社一座 綿二疋、絲三鈎、綿一屯四兩、五色薄絁各三尺、倭文六尺、布一端一丈、木綿、麻各六斤十兩、棗八兩、弓七張、篋二連、鹿皮十張、(已上三種神祇官充、) 羽二翼、鹿角四頭、鐵三斤五兩、漆一升、黃藥三斤五兩、茜一斤、黑葛廿斤、清酒五升、濁酒六斗五升、鮫三斤、堅魚五斤五兩、腊八升、海藻五斤五兩、鹽二升、瓮二口、都婆波、匳、短女坏、盞各一口、裏葉薦二枚、</p>
13	三枝祭条	<p>三枝祭三座(率川社) 綿一疋、絲一鈎一兩、綿五兩、五色薄絁各一丈二尺、倭文三尺、調布二端二尺、庸布五段、木綿、麻各十斤、棗六兩、弓三張、篋一連、羽一翼、鹿角一頭、鐵三斤五兩、酒料稻一百束、(神祝、) 鮫二斤、堅魚四斤、腊六升、海藻四斤、鹽一升五合、罍、水盆、都婆波、匳、短女坏、盞各三口、坏十五口、 右、三社幣物、依前件、付祝等令供祭、</p>
14	大忌祭条	<p>大忌祭一座(廣瀬社、七月准此) 綿一疋八尺、絲二鈎、綿五兩、五色薄絁各一丈五尺、倭文一丈三尺、調布一端一丈、庸布一段一丈四尺、木綿二兩、麻二斤五兩、(五兩祭料、二斤祓料、) 四座置、八座置各一束、楯一枚、鐵三斤五兩、鞍一具、米三石、酒二石五斗、稻十束、鮫、堅魚、鳥賊各八斤、鮭八隻、腊八斗、比佐魚一斗五升、海藻十二斤、滑海藻十斤、雜海棠十六斤、鹽二斗、裏葉薦二枚、馬一疋、祝料庸布二段、 是日以御泉六座、山口十四座合祭、其幣物者、座別五色薄絁各一尺、倭文五寸、木綿二兩、麻五兩、槍鋒一口、(料鐵用社分、) 四座置、八座置各一束、楯一枚、庸布一丈四尺、裏葉薦二尺、其酒肴共用社料、但御泉六座、別加綿三尺、</p>
15	風神祭条	<p>風神祭二座(龍田社、七月准此) 綿二疋、絲四鈎、綿一屯四兩、五色薄絁各二丈、倭文一丈三尺、布一端一丈、庸布五段、木綿一斤十兩、麻六斤九兩、(五斤二兩祭料、一斤七兩祓料、) 棗八兩、弓四張、篋一連、羽二翼、(已上二種大和國所送、) 鹿角二頭、鹿皮四張、鐵六斤十兩、鞍二具、多多利一枚、麻笥一合、加世比一枚、已上三物並塗漆、漆一升、金漆一升、黃藥三斤五兩、茜十六斤九兩、黑葛廿斤、米、酒各一石五斗、稻五束、鮫、堅魚、鳥賊各七斤、鮭七隻、腊七斗、比佐魚一斗五升、海藻八斤、滑海藻十斤、雜海棠十四斤、鹽一斗、裏葉薦三枚、馬二疋、祝料庸布二段、 右二社、差王臣五位已上各一人、神祇官六位以下官人各一人充使、(卜部各一人、神部各二人相隨、) 國司次官以上一人、專當行事、即令諸郡別交易、供進贄二荷、其直并米酒稻、並用當國正稅、自外所司請供、但鞍隨損供進、</p>
16	松尾祭条	<p>松尾祭 五色絁各一丈、絹一丈、倭文一丈、絲二鈎、綿二屯、木綿大四兩、麻十兩、裏薦一枚、鏡二百文、(貫直、) 調布二端、(帙料、) 貫布二端、(當色、) 枴一枚、夫一人、 右、夏四月上申日祭之、弁史各一人、向社頭行事、</p> <p>平野神四座祭(今木神、久度神、古間神、相殿比売神) 五色帛三丈二尺、絹三丈二尺、倭文一丈六尺、絲四鈎、綿四屯、木綿、麻各十六斤、裏</p>

17	平野祭糸	<p>幣料布三丈二尺、(已上幣料、) 米四斗、糯米四斗、大小豆各一斗、油一斗三升、(雜料通用、) 鮓、堅魚、海藻各廿四斤、腊四斗、鹽一斗六升、折櫃十六合、壺、酒杯各廿四口、(備酒臺、) 瓮、塙各十六口、由加、缶各四口、韓竈八具、龜十六柄、食薦廿枚、柏一百六十把、八足案四脚、楡樽八村、薪九擔、輿篋三脚、覆、敷料曝布五端二尺、懸燈料綿三屯、酒五斗三升三合、調布二端、(已上祭神料、) 絹一丈二尺、五色綿各一丈二尺、倭文一丈二尺、木綿、麻各四斤、(已上散祭料、) 五色帛各八尺、絹四丈、倭文四尺、木綿、麻各四斤、鍬八口、稻八束、(神祇官所充、) 米八斗、酒二斗七升、糯米二斗、大豆、小豆各八升、堅魚、鮓、海藻各八斤、腊四斗、鹽八升、瓮、叩盆各八口、坏卅口、匏四柄、柏八十把、輿篋三脚、食薦八枚、薪五擔、雜物直、調布四端、祝詞料庸布六段、(已上解除并壺井祭料、) 木綿四斤、米四斗、糯米四斗、大豆八升、小豆一斗二升、酒三斗、鮓、堅魚、海藻各四斤、腊四斗、(已上山神祭料、) 米二石、貳三口、大案三脚、白三口、酒槽三隻、杵六枚、箕三枚、匏三柄、(已上六種、隨損可替、) 布三端、薪五擔、(已上醱神酒料、) 飯三石九斗、海藻十六斤、腊六斗、鹽八升、(膳部十六人、衛士卅二人箇日食料、) 齋服料</p> <p>物忌王氏、夏絹五疋、(冬加一疋、) 綿十屯、紅花小六斤、錢一貫六百卅文、(冬料准此、) 和氏、大江氏、並夏別絹二疋、(冬加一疋、) 綿三屯、紅花小三斤、錢六百卅文、(冬料准此、) 彈琴二人、夏別絹三丈、布二丈八尺、冬黃帛三丈、絹一疋、綿三屯、膳部十六人、夏別絹三丈、布三丈二尺、紅花一兩一分、冬黃帛三丈、絹三丈、布一丈二尺、炊女四人、夏別絹四丈五尺、布一丈、冬絹一疋三丈、綿二屯、布一丈、神主二人、夏別獻料絹三疋、絲三綯、卜部四人、夏別絹一疋、絲一綯、布二丈八尺、冬亦如之、神主二人、神祇官二人並給當色、(祿宜祝亦同、) 冬祭給祿十八人、神主二人、官人二人、彈琴二人、長上二人、史生二人、神部五人、卜部三人、祿法有差、</p> <p>右、夏四月、冬十一月上申日祭之、並用官物、其所供神物、神祇官請受儲備、雜給所須者、所司各供備之、祭日平明、所司設皇太子輕廳及群官輦於祭院、大臣以下各就座、記監祝官進申行事參議以上、即令治部調歌吹、大藏賜鬘木綿、次神主中臣二人進宣祝詞、詠奏歌舞、(先山人、次神祇官一人、次神主中臣一人、次侍從二人、次內舍人二人、次大舍人二人、) 既而給群官酒食、訖各去、</p>
18	四面御門祭	<p>四面御門祭(十二月准此)</p> <p>五色帛各四丈、綿四丈、絲八綯、木綿、麻各八斤、綿八屯、紙二百張、倭文四丈、布八端、錢一百文、鍬十六口、黃蘗五十枚、糯米八斗、大豆、小豆各四斗、米八斗、酒五斗、糟八斗、稻十六束、鹽十六顆、鮓十六隻、鮓、堅魚、腊、海藻各四斤、席、薦各四枚、食薦十六枚、明櫃、折櫃各八合、坏八十口、葦篋四脚、匏五柄、櫛二俵、</p>
19	御川水祭糸	<p>御川水祭(十二月准此、中宮亦同)</p> <p>五色帛各二丈五尺、綿二丈五尺、綿五屯、倭文二尺、絲五綯、木綿、麻各五斤、紙一百張、布五端、錢八十文、鍬五口、酒二斗、米、糟各五斗、大豆、小豆各一斗、糯米三斗、稻五束、鮓五隻、鮓、堅魚、腊、海藻各二斤、鹽五顆、明櫃二合、杯五十口、食薦五枚、席、薦各二枚、折櫃五合、葦篋一脚、櫛一俵、匏五柄、</p> <p>右、四面祭御門祭、御川水祭座摩座各行事、</p>
20	霹靂神祭糸	<p>霹靂神祭三座(坐山城國愛宕郡神樂岡西北)</p> <p>五色綿各六尺、絹一疋三丈、絲一綯八兩、綿一屯六兩、倭文六尺、調布一端二丈、庸布三段、木綿、麻各大三斤、鍬六口、當色一具布六端、(鮮物雜菓子等直、) 酒三斗、白米四斗五升、糯米一斗五升、大豆、小豆各七升五合、鮓三隻、鮓一斗五升、鮓、堅魚、腊各三斤、鹽七升五合、海藻、雜海菜各三斤、坏十五口、缶三口、塙三口、明櫃二合、折櫃三合、匏三柄、席、薦各三枚、食薦四枚、柏六十把、葦篋一腰、稻三束、</p> <p>右、官預前祭申弁官請備、令卜部一人吉日祭之、十一月亦同、</p>
21	御贖祭糸	<p>御贖祭(中宮准此)</p> <p>五色帛各四丈、綿四丈、絲八綯、綿八屯、布八端、錢一百文、鍬八口、紙一百張、木綿、麻各八斤、米、酒糟各八斗、鮓八隻、相盛八筥、(雜海菜、雜腊、鮓、堅魚等之類、) 鹽八顆、席、薦、食薦各八枚、黃蘗卅枚、稻八束、明櫃八合、櫛二俵、杵八柄、盆卅二口、葦篋四脚、</p> <p>右、始從六月一日至于八月、日別御巫行事、其東宮日限拜物數並減半、</p>
		<p>卜御體(辭曰於保美麻)</p> <p>卜庭神祭二座(御卜始終日祭之)</p> <p>布二端、庸布二段、木綿八兩、麻一斤、鍬二口、酒一斗、鮓、堅魚、海藻各四斤、鹽二升、盆一口、坏二口、匏一柄、櫛四把、食薦二枚、席一枚、(已上祭料、) 龜甲一枚、竹廿株、陶碗四口、小斧二柄、甲掘四柄、刀子四枚、(已上卜料、)</p> <p>右、所司預申官、官願告諸司、若有侵土者、具注移送、即中臣官二人、宮主一人、卜</p>

22	卜御体条	部八人、並給明衣、(中臣細布、宮主已下調布、) 始自朔日、十日以前、卜訖奏聞、其日平旦預執奏文、(納漆函置案上、) 候於延政門外、即副已上、執奏案進大臣、大臣昇殿上、宮内省入奏、文出召神祇官、稱唯伯與副若祐昇案入置庭中、勅曰、參來、伯稱唯共昇案、置殿上糞子敷上、中臣官便就版位、自餘退出、內侍取奏文奉、御覽畢勅曰、參來、中臣官稱唯、就殿上座、披奏案徵声奏、勅曰、依奏行之、大臣稱唯、次中臣官稱唯退出、關司昇殿撤案置庭中、神祇官昇出、
23	月次祭条	月次祭奠幣案上神三百四座 (並大) 社一百九十八所 座別繩五尺、五色薄繩各一尺、倭文一尺、木綿二兩、麻五兩、倭文繩刀形、繩總刀形、布繩刀形各一口、四座置一東、八座置一東、弓一張、鞞一口、楯一枚、槍鋒一竿、鹿角一隻、鉞一口、庸布一丈四尺、酒四升、酒四升、鮓、堅魚各五兩、腊二升、海藻、清海藻、雜海藻各六兩、堅鹽一升、酒罅一口、裏葉薦五尺、祝詞座料短晷一枚、 前一百六座 座別繩五尺、五色薄繩各一尺、倭文一尺、木綿二兩、麻五兩、四座置一東、八座置一東、楯一枚、槍鋒一口、裏葉薦五尺、 右、所祭之神、並同祈年、其太神宮、度會宮、高御魂神、大宮女神各加馬一疋、(但太神宮、度會宮各加篋頭料庸布一段、) 前祭五日、充忌部九人、木工一人、令造供神調度、(其監造并澁衣食料、各准祈年、) 祭畢即中臣官一人率宮主及卜部等、向宮内省、卜定供奉神今食之小齋人、
24	神今食条	供神今食料 紵一丈二尺、(御巾料、) 絹二丈二尺、(飾料、) 絲四兩、(縫飾等料、) 布三端一丈、(膳部巾料、) 嚙布一丈二尺、(覆水甕料、) 細布三丈二尺、(戸座禪并禱料、) 木綿一斤五兩、(結御食料、) 刻柄刀子十枚、長刀子十枚、短刀子十枚、筥六合、龜筥二合、明櫃三合、御飯、粥料米各二斗、粟二斗、陶甕、瓶各五口、都婆波、匣、酒垂各四口、洗盤、短水杯各六口、高盤廿口、多志良加四口、陶鉢八口、明盆四口、白二口、土片椀廿口、水椀八口、菅代盤八口、手洗二口、盤八口、土手湯盆二口、盆四口、塙十口、火爐二口、案十脚、切机二脚、槌二枚、碓二枚、櫛四俵、匏甘柄、蜻蛉槽二隻、油三升、橡帛三丈、(戸座服料、冬綿一疋、綿六屯、履一兩、) 右、供御雜物、各付内膳主水等司、神祇官一人率膳部等、夕曉兩般參入内裏、供奉其事、所供雜物、祭訖即給中臣忌部宮主等、一同大嘗會例、
25	大殿祭条	大殿祭 (中宮准此) 絲四兩、安藝木綿一斤、筥四合、(各徑一尺五寸、) 米四升、酒二升、瓶一口、盞二口、案二脚、 右、神今食明日平旦以筥四合、(一合盛玉、一合盛切木綿、一合盛米、一合盛酒瓶、) 置八足案二脚、令神部四人執著木綿鬘禪、中臣忌部宮人、宮主、史生、神部等左右前驅、御巫列於案後、至延政門、置案於門前、大舍人叫門、宮内省官人退出召中臣、稱唯、即兩官人著木綿鬘、(忌部更加木綿禪、) 立案前直進御殿、先是御巫等自宮陽門入候於内裏、共入至殿東糞子敷上、即御巫等各取筥、中臣忌部御巫等、以次入御殿、忌部取玉懸殿四角、御巫等散米酒切木綿殿内四角退出、中臣侍御殿南、忌部向異徵声申祝詞、畢次至湯殿、懸玉四角、次懸胸殿四角、次懸御厨子所四角、次懸紫宸殿四角、御巫等以次散米酒如初、(御巫一人進承明門散米酒、) 從陰明門退出、次引宮主忌部、至御炊殿、懸木綿散米酒如初、畢内藏寮賜祿有差、(數見内藏式、) 還至本司、引使部已上、就宮内省解齋所、(事見儀式、)
26	忌火庭火祭条	忌火、庭火祭 (中宮准此) 五色帛各四尺、繩二疋、倭文四尺、木綿、麻各二斤、絲二鈎、綿二屯、布二端、庸布二段、鉞四口、米、酒、鹽各二斗、鮓、堅魚、腊、海藻各二斤、食薦二枚、坏八口、匏二柄、櫛十把、 右、大殿祭畢、宮主於内膳司行事、
27	神今食裝束条	供奉神今食御巫等裝束 (十二月不給) 御巫絹四疋、繩一丈一尺、綿二屯、細布六尺、紅花六斤、錢百卅文、(中宮御巫亦同、) 座摩、御門、生鳥、東宮巫各絹三疋、繩各九尺、綿一屯、細布六尺、紅花一斤、錢百卅文、
28	神今食祿条	供奉神今食人等祿 中臣官一人給祿絹四疋、忌部官一人絹三疋、宮主一人絹一疋、(中宮准此、) 供奉御膳采女一人絹四疋、御巫絹三疋、(中宮御巫亦同、) 座摩、御門、生鳥、東宮巫各二疋、
29	大祓条	六月晦日大祓 (十二月准此) 五色薄繩各二尺、緋帛一丈五尺、絹二疋、金裝橫刀二口、金銀塗人像各二枚、(已上東西文部所預、) 庸布三段、木綿五斤二兩、麻廿斤十兩、葉十二兩、烏裝橫刀六口、弓六張、篋二百株、鉞六口、鹿角三頭、鹿皮六張、米二斗、酒六斗、稻四束、鮓二斤、堅魚七斤、

		腊一石五斗、海藻冊斤、鹽六斗、水盆六口、匏六柄、榭甘把、馬六疋、祝詞料庸布五段、短帖一枚、 石、晦日申時以前、親王以下百官會集朱雀門、卜部誦祝詞、(事見儀式、)
30	御贖条	御贖 鐵人像二枚、金裝橫刀二口、五色薄絨各一丈一尺、絲三兩、安藝木綿二斤、凡木綿一斤、麻二斤、庸布二段、御衣二領、袴二腰、被二條、(自餘物見縫殿式、) 鐵四口、米、酒各二斗、鯉二斤、堅魚各二斗、鯉二斤、堅魚二斤、腊四升、海藻二斤、鹽四升、水盆、埜各二口、匏二柄、柏甘把、小竹廿株、(徑各二分、長八尺、) 宮主一人、卜部五人明衣料調布三端三丈六尺、
31	中宮御贖条	中宮御贖(東宮准此) 鐵人像二枚、五色薄絨各一丈一尺、絲三兩、安藝木綿二斤、凡木綿一斤、麻二斤、庸布二段、御衣二領、袴二腰、(東宮袴、) 被二條、鐵四口、米、酒各二斗、鯉二斤、堅魚、海藻各二斤、腊四升、鹽四升、水盆、埜各二口、坏二口、匏二柄、柏甘把、小竹廿株、宮主一人、卜部五人明衣料調布三端三丈六尺、(但東宮、凡木綿、麻、米、酒、鯉、腊、鹽、柏等八種半減、自餘物同中宮、) 石、晦日、卜部各著明衣、其一人執御麻、二人執荒世、二人執和世、二人執壺、宮主、史生、神部等、左右分頭前驅、次中臣官人、次御麻、次東西文部、各執橫刀、次荒世、次和世、(並著木綿鬘、) 進候延政門、大舍人叫門、宮內輔入奏、(其詞見宮內式、) 退出召中臣、稱唯率文部四國卜部入(宮主在此中、) 候於宜陽殿南頭、中臣率卜部執荒世者、就階下置於席上、掃部寮預敷資席於階下、縫殿寮置荒世和世御服於席上、次中臣捧御麻、進就版位、勅曰、參來、即稱唯就階下、中臣女(簡中臣氏女堪事者奏定、) 於殿上、軋取供奉、畢授中臣、即執授卜部一人、令向祓所、又更宮內輔入奏、(其詞見宮內式、) 退出召中臣、即稱唯、東文部捧橫刀、入就版位、勅曰、參來、即稱唯就階下軋授、中臣女取奉御、訖即出、次西文部進退、亦如前儀、次中臣率卜部執荒世者、就階下置於席上、(掃部寮預敷資席於階下、縫殿寮置荒世和世御服於席上、) 宮主披荒世授中臣、中臣取授中臣女、即執量御體惣五度、訖次宮主捧埜、中臣軋軋授中臣女、執奉御、訖退授中臣、軋授宮主、宮主取授後取卜部、荒世事畢退出、亦中臣引和世、進退如荒世儀、其荒服者賜卜部、和服者賜宮主、訖皆退出、臨河解除而去、但中宮中臣祐已上一人、(東宮准此、若不足兼取他司、) 捧御麻入候職司、令內侍啓、中臣女奉御麻御贖、其奉荒世和世、亦准此儀、東宮坊司入啓、訖出喚中臣、稱唯捧麻進就庭中、令曰、參來、稱唯昇自南階奉、訖退出、授卜部一人、令向祓庭、亦官人率宮主、進置荒世和世於席上、官人昇階軋授中臣女奉之、餘如供御儀、其荒服和服者、縫殿寮預置階下席上、命婦率女孺取奉、訖即安席上、賜宮主卜部如前、
32	供奉人祿条	供奉大祓御贖人等祿 中臣官一人絹四疋、中臣女絹四疋、(中宮准此、) 東西文部二人各絹二疋、東宮中臣並女各一人並給坊物、
33	鎮火祭条	鎮火祭(於宮城四隅祭) 五色薄絨各四尺、倭文四尺、木綿五兩、麻一斤、庸布二段、鐵四口、米、酒各四升、鯉、堅魚各一斤五兩、腊四升、海藻一斤五兩、鹽二升、瓶、埜、坏各四口、榭四把、匏四柄、藥四圍、
34	道饗祭条	道饗祭(於京城四隅祭) 五色薄絨各一丈、倭文四尺、木綿一斤十兩、麻七斤、庸布二段、鐵四口、牛皮二張、猪皮、鹿皮、熊皮各四張、酒四斗、稻四束、鯉二斤五兩、堅魚五斤、腊八升、海藻五斤、鹽二升、水盆、坏各四口、榭八把、匏四柄、調薦二枚、

【別表②】『延喜式』四時祭下

番号	条文名	本 文
1	伊勢神嘗祭条	伊勢太神宮神嘗祭 幣帛二筥、(内藏寮供設、) 繩三疋、絲八絢、倭文一端一丈、席二枚、鞍二具、馬四疋、篋頭料布一端一丈四尺、 右、當月十一日平旦、天皇臨大極後殿奉幣、(事見儀式、) 其使諸王五位已上、及神祇官中臣、忌部、官各一人給當色、執帛五人、使從者三人、各給潔衣布一端、但齋王初參入之時、設御座於大極殿、(事見儀式、)
2	御巫齋神条	御巫奉齋神祭(中宮東宮御巫准此) 繩一疋四丈、五色帛各四丈、絲四絢、綿六屯、倭文四尺、調布六端、庸布四段、紙一百張、凡木綿、麻各二斤、鯨八口、錢五百文、酒一斗、米六斗、糯米四斗、稻八束、大豆、小豆各二斗、鮫、堅魚、腊、海藻各十二斤、鮭八隻、鹽四斗、明櫃二合、折櫃八合、笥八合、杓二柄、盆、塙各四口、瓶八口、杯八十口、櫛五十把、席二枚、薦二枚、食薦八枚、篋二枚、
3	御門巫条	御門巫奉齋神祭(料物同御巫祭)
4	座摩巫条	座摩巫奉齋神祭 繩一疋二丈五尺、五色帛各二丈五尺、絲二絢、綿三屯、倭文二尺、調布二端、庸布二段、紙五十張、凡木綿、麻各二斤、鯨五口、錢二百文、酒九升、米四斗、糯米二斗、稻五束、大豆、小豆各一斗、鮫、堅魚、腊、海藻各六斤、鮭五隻、鹽二斗、明櫃二合、折櫃五合、笥五合、杓二柄、盆、塙各二口、瓶五口、杯五十口、櫛冊把、席二枚、薦二枚、食薦五枚、篋二枚、
5	生島巫条	生島巫奉齋神祭 繩一疋一丈、五色帛各一丈、絲一絢、綿三屯、倭文二尺、調布三段、庸布一段、紙五十張、凡木綿、麻各一斤、鯨二口、錢二百文、米、糯米各二斗、酒六升、大豆、小豆各一斗、稻二束、鮫、堅魚、腊、海藻各六斤、鮭二隻、鹽二斗、明櫃、折櫃、笥各二合、杓二柄、盆、塙各二口、瓶二口、杯廿口、櫛冊把、席二枚、薦二枚、篋、食薦各二枚、 右、御巫以下諸祭、並於神祇官齋院祭之、
6	相嘗祭条	相嘗祭神七十一座
7	相嘗太詔戸社条	太詔戸社二座(坐左京二條) 繩四疋、絲二絢二兩、綿六屯、調布七端三丈八尺、庸布二段二丈六尺、木綿三斤四兩、鮫一斤四兩、堅魚五斤四兩、腊八斤、凝海藻六斤、鹽二升、海藻四斤、筥二合、甕、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、陶白各四口、酒稻百束、(神稅、)
8	相嘗鳴別雷社条	鳴別雷社一座 繩二疋、絲一絢一兩、綿三屯、調布三段四丈、庸布一段一丈三尺、木綿一斤十兩、鮫十兩、堅魚二斤十兩、腊四斤、海藻二斤、凝海藻三斤、鹽一升、筥一合、甕、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、酒盞、筥坏、陶白各二口、酒稻五十束、神稅、
9	相嘗鳴御祖社条	鳴御祖社二座 繩四疋、絲二絢二兩、綿六屯、調布七端三丈八尺、庸布二段二丈六尺、木綿三斤四兩、鮫一斤四兩、堅魚五斤四兩、海藻四斤、凝海藻六斤、腊八斤、鹽二升、筥二合、甕、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、小坏、筥坏、陶白各二口、酒稻百束、(神稅、)
10	相嘗鳴川合社条	鳴川合社一座 繩二疋、絲一絢一兩、綿三屯、調布三段四尺、庸布一段一丈三尺、木綿十三兩、鮫十兩、堅魚二斤、腊四斤、鹽一升、筥一合、海藻、凝海藻各二斤四兩、甕、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、小坏、筥坏、陶白各二口、酒稻五十束、(神稅、)
11	相嘗松尾社条	松尾社二座 繩四疋、絲二絢二兩、綿六屯、調布七端三丈八尺、庸布二段二丈六尺、木綿三斤四兩、鮫一斤四兩、堅魚五斤四兩、腊八斤、海藻四斤、凝海藻六斤、鹽二升、筥二合、甕、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、小坏、筥坏、陶白各二口、酒稻百束、(神稅、)
		出雲井上社一座 繩二疋、絲一絢一兩、綿三屯、調布三段四丈、庸布一段一丈三尺、木綿一斤十兩、堅

12	相嘗出雲社条	魚二斤十兩、鮑十兩、海藻二斤、凝海藻三斤、腊四斤、鹽一升、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、小坏、筥坏、陶白各二口、酒稻五十束、(神祝、)
13	相嘗水主社条	水主社二座 絹四疋、絲二約二兩、綿六屯、調布七端三丈八尺、庸布二段二丈六尺、木綿三斤四兩、堅魚五斤四兩、鮑一斤四兩、海藻四斤、凝海藻六斤、鹽二升、腊八斤、筥二合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、小坏、筥坏、陶白各二口、酒稻百束、(神祝、)
14	相嘗片山社条	片山社一座 絹二疋、絲一約一分、綿三屯、調布三端四尺、庸布一段一丈四尺、木綿十三兩、鮑十兩、堅魚二斤十兩、腊四斤、鹽一升、海藻、凝海藻各二斤、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、小坏、筥坏、酒坏、陶白各二口、酒稻五十束、(神祝、)
15	相嘗木嶋社条	木嶋社一座 絹二疋、絲一約、綿三屯、調布三端四尺、庸布一段一丈三尺、木綿十三兩、鮑十兩、堅魚二斤、腊四斤、鹽一升、海藻、凝海藻各二斤四兩、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、陶白各二口、酒稻五十束、(正祝、) 已上八箇社、坐山城國、
16	相嘗大和社条	大和社三座 絹六疋、絲八約四銖、調布十二端一丈六尺、庸布三段二尺、木綿八斤四兩、鮑二斤、堅魚九斤四兩、臙魚十九斤十四兩、海藻、凝海藻各十三斤四兩、鹽二斗、筥三合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、筥坏、小坏、片盤、短女坏、陶白各四口、酒稻二百束、(神祝、)
17	相嘗石上社条	石上社一座 絹二疋、絲一約一兩、綿三屯、調布三端四丈、庸布一段一丈三尺、木綿一斤一兩、鮑十斤十兩、海藻二斤、凝海藻三斤、堅魚二斤十兩、腊四斤、鹽一升、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、小坏、酒坏、筥坏、陶白各二口、酒稻五十束、(神祝、)
18	相嘗大神社条	大神社一座 絹三疋、絲三約四銖、調布六端八尺、庸布一段一丈四尺、木綿四斤二兩、鮑一斤五兩、臙魚五斤、與理刀魚三斗、鹽一斗、臙魚、海藻、凝海藻各六斤十兩、筥二合、躰、缶、水盆、都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、小坏、短女坏、筥坏、陶白各二口、酒稻二百束、(神祝、)
19	相嘗宇奈足社条	宇奈足社一座 絹二疋、絲一約一兩三分二銖、調布三端四尺、庸布一段一丈四尺、木綿十三兩、海藻二斤十兩、鮑十兩、堅魚二斤十兩、腊四斤、鹽一升、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、陶白各二口、酒稻五十束、(神祝、)
20	相嘗村屋社条	村屋社一座 絹一疋、絲一約三分二銖、調布三端四尺、庸布一段一丈三尺、木綿一斤十兩、鮑十兩、堅魚二斤、腊一斤、海藻一斤十兩、鹽一升、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、酒垂、匳、等呂須伎、陶白各二口、酒稻五十束、(神祝、)
21	相嘗穴師社条	穴師社一座 絹二疋、絲一約一分、調布三端四尺、庸布一段一丈四尺、木綿一斤、鮑十兩、堅魚二斤十兩、腊四斤、海藻二斤十兩、鹽一升、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、小坏、筥坏、陶白各二口、酒稻五十束、(神祝、)
22	相嘗卷向社条	卷向社一座 絹二疋、絲一約一兩三分、調布三端四尺、庸布一端一丈四尺、木綿十三兩、鮑十兩、腊四斤、堅魚二斤十兩、海藻二斤十兩、鹽一升、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、陶白各二口、酒稻五十束、(神祝、)
23	相嘗池社条	池社一座 絹二疋、絲一約一兩一分三銖、調布三端四尺、庸布一段一丈四尺、木綿十三兩、鮑十兩、腊四斤、堅魚二斤十兩、海藻二斤十兩、鹽一升、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小

		都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、陶白各二口、酒稻五十束、(神税、)
24	相嘗多社条	多社二座(或作大社) 絹二疋、絲三鈎四銖、調布三端四尺、庸布一段一丈三尺、木綿一斤十兩、匏一斤十兩、堅魚二斤十兩、腊四斤、海藻二斤十兩、鹽一升、筥二合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、小坏、筥坏、陶白各二口、酒稻五十束、(神税、)
25	相嘗葛木鴨社条	葛木鴨社二座 絹二疋、絲三鈎四銖、調布六端八尺、庸布三段、木綿一斤十兩、腊四斤、匏十兩、堅魚二斤十兩、海藻二斤十兩、鹽四升、筥二合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、高盤、片盤、酒垂、匳、等呂須伎、短女坏、筥坏、筥瓶、小坏、陶白各二口、酒稻百束、(神税、)
26	相嘗飛鳥社条	飛鳥社四座 絹八疋、絲十二鈎、綿十二屯、調布十二端、庸布六段八尺、木綿六斤八兩、匏二斤八兩、堅魚八斤十兩、腊二斗、海藻八斤十兩、鹽四斗、筥四合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、酒坏、陶白各八口、酒稻二百束、(百八束神税、九十二束正税、)
27	相嘗甘樫社条	甘樫社四座 絹八疋、絲十二鈎、綿十二屯、調布十二端、庸布六段八尺、木綿六斤八兩、匏二斤八兩、堅魚八斤十兩、腊五升、海藻八斤十兩、鹽四斗、筥四合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、酒盞、陶白各八口、酒稻二百束、(正税、)
28	相嘗高鴨社条	高鴨社四座 絹八疋、絲十二鈎、綿十二屯、調布十二端、庸布六段八尺、木綿六斤十兩、海藻八斤八兩、凝海藻八斤十兩、鹽四斗、筥四合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、酒盞、陶白各八口、酒稻二百束、(正税、)
29	相嘗高天彦社条	高天彦社一座 絹二疋、絲一鈎一分二銖、調布三端四尺、庸布一段一丈四尺、綿三屯、木綿十三兩、匏十兩、腊四斤、堅魚二斤十兩、鹽一升、海藻、凝海藻各二斤十兩、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、陶白各二口、酒稻五十束、(神税、)
30	相嘗金岑社条	金岑社一座 絹二疋、絲一鈎一分、綿三屯、調布三端四尺、庸布一段一丈四尺、木綿十三兩、匏十兩、堅魚二斤十兩、腊四斤、鹽一升、海藻、凝海藻各二斤十兩、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、小坏、筥坏、陶白各二口、酒稻五十束、(神税、)
31	相嘗一言主社条	葛木一言主社一座 絹二疋、絲一鈎、綿三屯、調布三端四尺、庸布一段一丈四尺、木綿十三兩、鹽一升、匏一斤十兩、腊四斤、堅魚二斤、海藻、凝海藻各二斤、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、小坏、筥坏、陶白各二口、酒稻五十束、(神税、)
32	相嘗火雷社条	火雷社二座 絹四疋、絲二鈎、綿六屯、調布六端二丈、庸布二段二丈八尺、木綿二斤四兩、匏二斤四兩、堅魚五斤四兩、海藻四斤、凝海藻六斤、腊八斤、鹽二升、筥二合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、陶白各二口、酒稻百束、(神税、) 已上十七箇社、坐大和國、
33	相嘗枚岡社条	枚岡社四座 絹八疋、絲十二鈎、綿十二屯、調布十二端、庸布六段、木綿六斤八兩、匏二斤八兩、堅魚八斤八兩、腊二斗、海藻、凝海藻各八斤八兩、鹽四斗、筥四合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、酒盞、陶白各八口、酒稻二百束、(正税、)
34	相嘗恩智社条	恩智社二座 絹二疋、絲三鈎四銖、調布三端四尺、庸布一端一丈三尺、木綿一斤十兩、匏十兩、堅魚二斤十兩、腊四斤、海藻二斤六兩、鹽一升、筥二合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、小坏、筥坏、陶白各二口、酒

		稻五十束、(神稅、)
35	相嘗弓削社条	弓削社二座 絹四疋、絲四鈞、綿四屯、調布六端、庸布四段、木綿二斤、鮑一斤四兩、堅魚二斤、腊四升、海藻四斤、鹽四升、筥二合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、陶白各四口、酒稻二百束、(正稅、) 已上三箇社、坐河内國、
36	相嘗住吉社条	住吉社四座 絹四疋三丈、絲四鈞八兩四銖、綿三屯三兩、木綿三斤十兩、調布八端三丈四尺、庸布一段一丈三尺、齋人潔衣綿二疋、鮑二斤八兩、堅魚六斤十五兩、腊一斗、鹽五升、海藻九斤十兩、凝海藻九斤十五兩、筥四合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、陶白各八口、酒稻二百束、(神稅、)
37	相嘗大依羅社条	大依羅社四座 絹八疋、絲十二鈞、綿十二屯、調布十二端、庸布六段、木綿六斤八兩、鮑二斤八兩、腊五升、堅魚八斤十兩、海藻八斤八兩、凝海藻八斤十兩、鹽四斗、筥四合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、陶白各八口、酒稻二百束、(正稅、)
38	相嘗難波社条	難波大社二座 絹四疋、絲六鈞、綿六屯、調布六端、庸布一段二丈三尺、木綿二斤、鮑十兩、腊五升、鹽二斗、堅魚四斤四兩、海藻四斤四兩、凝海藻四斤四兩、筥二合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、筥坏、小坏、短女坏、陶白各六口、酒稻百束、(正稅、)
39	相嘗下照比売社条	下照比売社一座(或号比売許曾社) 絹二疋、絲三鈞、綿三屯、調布三端、庸布一段一丈七尺、木綿一斤八兩、鮑十兩、堅魚十兩、腊五升、海藻二斤十兩、凝海藻二斤二兩、鹽一升、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、陶白各二口、酒稻五十束、(正稅、)
40	相嘗新屋社条	新屋社一座 絹二疋、絲三鈞、綿二屯、調布三端四尺、庸布一段一丈三尺、木綿十斤三兩、鮑十兩、堅魚二斤十兩、海藻、凝海藻各三斤十兩、腊四升、鹽四升、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、筥瓶、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、筥坏、短女坏、小坏、陶白各二口、酒稻百束、(正稅、)
41	相嘗広田社条	廣田社一座 絹二疋、絲一鈞一兩、綿三屯、調布三端四尺、庸布一段一丈三尺、木綿一斤十兩、鮑一斤十兩、堅魚二斤十兩、腊四斤、鹽一升、海藻二斤十兩、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、陶白各二口、酒稻五十束、(神稅、)
42	相嘗生田社条	生田社一座 絹二疋、絲一鈞一兩、綿三屯、調布三端四尺、庸布一段一丈三尺、木綿一斤十兩、鮑一斤十兩、堅魚二斤十兩、腊四斤、鹽一升、海藻二斤十兩、筥一合、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、酒垂、匳、等呂須伎、高盤、片盤、短女坏、匳、等呂須伎、筥瓶、筥坏、小坏、陶白各二口、酒稻五十束、(神稅、)
43	相嘗長田社条	長田社一座 絹二疋、絲一鈞、綿三屯、調布三端四尺、庸布一段一丈三尺、木綿一斤十兩、鮑一斤十兩、堅魚二斤十兩、腊四斤、鹽一升、筥一合、海藻二斤十兩、躰、缶、水盆、山都婆波、小都婆波、酒垂、匳、等呂須伎、筥瓶、高盤、片盤、短女坏、筥坏、小坏、陶白各二口、酒稻五十束、(神稅、) 已上八箇社、坐攝津國、
44	相嘗日前社条	日前社一座 絹四疋、絲三鈞四銖、綿八屯五兩、調布六端八尺、木綿二斤八兩、酒稻百束、(神稅、)
45	相嘗國懸社条	國懸社一座 絹四疋、絲三鈞四銖、綿八屯五兩、調布六端八尺、木綿二斤八兩、酒稻百束、(神稅、)
46	相嘗伊太祁曾社条	伊太祁曾社一座 絹二疋、絲三鈞、調布三端一丈七尺、木綿十三兩、酒稻百束、(神稅、)
47	相嘗鳴神社条	鳴神社一座 絹一疋、絲三鈞、調布三端、木綿十三兩、酒稻五十束、(神稅、) 已上四箇社、坐紀伊國、

41 「令外祭祀」について

		右、預相嘗祭之社如前、十一月上朔日祭之、其所須雜物、預申官請受、付祝等奉班、酒料稲者、用神稅及正稅、
48	鎮魂祭条	鎮魂祭(中宮准此、但更不給衣服) 神八座(神魂 高御魂 生魂 足魂 魂留魂 大宮女 御膳魂 辭代主) 大直神一座 大刀一口、弓一張、箭二隻、鈴廿口、佐奈伎廿口、繩一疋、木綿五斤、麻十斤、筥一合、篋一合、明櫃一合、供御飯筒一合、御食料稻二束、案一脚、宇氣槽一隻、白一口、柞二枚、櫛四把、薦一枚、韓竈一具、杓四柄、盆二口、塙四口、裏葉薦一枚、 右、其日、御巫於官齋院春稻、箠以篋筥、炊以韓竈、訖即盛爾筒、納櫃居案、神部二人執向祭所供之、 官人以下裝束料(中宮官主准此) 伯已下史已上七人、宮主一人、(已上綦摺袍、) 龜卜長上二人、彈琴二人、巫部、神部一人各賜青摺袍一領、袴一腰、史生四人、神部十三人、卜部十二人、使部三人各青摺布衫一領、已上縫殿縫賜、御巫一人、(中宮東宮御巫准此、) 御門巫一人、生嶋巫一人各青摺袍一領、(表裏別帛三丈、) 綿二屯、下衣一領、(表裏別帛三丈、) 綿二屯、單衣一領、(帛三丈、) 表褌一腰、(表裏別帛三丈、腰料一丈、) 綿二屯、下裙一腰、(表裏別帛三丈、腰料一丈、) 袴一腰、(帛三丈五尺、) 綿二屯、單袴一腰、(帛二丈、) 袴一條、(帛二丈、) 褶一條、(緋帛四丈、) 紐一條、(錦三丈、) 髻髮并襪料細布一丈、領巾紗七尺、櫛二枚、履一兩、座摩巫一人青摺袍一領、(表裏別帛二丈五尺、) 綿一屯、下衣一領、(表裏別帛二丈五尺、) 綿一屯、單衣一領、(帛二丈五尺、) 表裙一腰、(表裏別帛三丈、腰料一丈、) 綿一屯、下裙一腰、(表裏別帛三丈、腰料一丈、) 袴一腰、(帛一丈五尺、) 綿一屯、單袴一腰、(帛一丈、) 袴一條、(帛一丈、) 紐一條、(緋帛一丈五尺、) 紐一條、(錦一尺、) 領巾六尺、襪料細布五尺、履一兩、 右、中寅日晡時、(中宮鎮魂同日祭之、) 五位已上及諸司官人參集宮內省、式部依例檢列、大臣若參議已上就西舍座、神祇官人已下神部已上著青摺衣、(官預受備領給、) 率御巫等、入就廳上座、(御巫南面、伯以下使部以上、東面南上、) 內侍持御服自內退出、大膳職造酒司供八代物同時參、(中宮東宮准此、) 縫殿寮令媛女參入、即大昇昇就座、(北面東上、) 喚召使宣、喚式部、召使稱唯退出喚之、即判官已上一人進就版位、大臣宣、諸司令參入、即稱唯退出令參入、(五位以上就廳座北面、六位以下分就東西舍座、) 坐定、大臣命召使令喚治部、令歌女參入、又喚大藏省、令賜鬘木綿、並如上儀、訖神祇伯召御琴彈某甲、(二人共稱唯、) 次喚笛工某甲、(二人共稱唯、) 又命云、御琴笛會之、(四人共稱唯、) 先吹笛一曲、即調御琴、歌者始奏、神部於堂上催拍手、御巫及媛女等依例舞、訖即神祇官五位六位各一人、(中臣、忌部、) 及侍從五位以上二人、宮內丞一人、內舍人二人、大舍人二人、以次進舞於庭、訖就本座、弁官命官掌、喚宮內省、令賜酒食、行酒三杯以後、拍後手退出、 巳日晡時、供東宮鎮魂、
49	新嘗祭条	新嘗祭奠幣案上神三百四座(並大) 社一百九十八所 座別繩五尺、五色薄絁各一尺、倭文一尺、木綿二兩、麻五兩、四座置一束、八座置一束、櫛一枚、槍鋒一竿、社別庸布一丈四尺、裏葉薦五尺、 前一百六座 座別幣物准社法、但除庸布、 右、中朔日於此官齋院、官人行事、(諸司不供奉、) 但頒幣及造供神物料度、中臣祝詞料准月次祭、
50	忌火祭条	忌火炊殿祭 五色薄絁各四尺、倭文二尺、木綿五兩、麻一斤五兩、鐵四口、米、酒各四升、鮑二斤、堅魚、海藻、雜海菜各四斤、鹽二升、瓶四口、坏四口、食薦一枚、庸布二段、 右、新嘗祭時、先新造炊殿、依件鎮祭、宮主行事、其旧殿者壞却給宮主、
51	新嘗祭料条	供新嘗料 紵一丈二尺、絹二丈二尺、絲四兩、調布三端一丈、曝布一丈二尺、細布三丈二尺、木綿三斤十兩、刻柄御刀子二枚、長刀子、短刀子各十枚、筥十四合、篋二合、明櫃三合、御飯并粥米各二斗、粟二斗、陶甕五口、平居瓶六口、都婆波、酒垂各四口、匳八口、水碗八口、洗盤六口、筥环廿口、多志良加四口、鉢八口、叩盤四口、白二口、土片塊二口、蓋十口、小坏十口、高盤廿口、土手湯盆二口、手洗二口、盆四口、塙十口、火爐二口、陶坏八口、案十二脚、切机二脚、櫛二枚、碓二枚、櫛四俵、匏十八柄、小匏二柄、日蕨二荷、魴鱈槽二隻、油三升、內膳司供雜味物、 右、依前件、其御贖大殿、忌火、庭火等祭料、並准神今食、
52	齋戶祭条	鎮御魂齋戶祭(中宮准此) 繩一疋、五色帛各一尺、絲一鈎、綿一屯、倭文一尺、調布三端、庸布三段、木綿、麻

		各二斤、米、酒各一斗、鮓、堅魚、腊、海藻各六斤、鹽二升、漶、水盆各一口、坏八口、匏一柄、櫛十把、食薦一枚、
53	東宮齋戸条	東宮鎮御魂齋戸祭 絁三丈、五色帛各一尺、絲六兩、綿一屯、倭文一尺、調布一端、庸布一段、木綿、麻各一斤、米、酒各五升、鮓、堅魚、腊、海藻各三斤、鹽二升、漶、水盆、各一口、坏四口、匏一柄、櫛五把、食薦一枚、 右、於此官齋院、中臣行事、
54	朔日忌火条	每月朔日忌火庭火祭（中宮東宮庭火准此、但忌火不祭） 五色薄絁各四尺、倭文二尺、木綿四兩、麻大四兩、庸布二段、鍬四口、米、酒各四升、鮓、堅魚各二斤、腊四升、海藻二斤、鹽二升、漶二口、坏四口、水盆二口、 右、宮主於内膳司行事、但東宮於主膳監行之、
55	每月御麻条	每月晦日御麻（六月、十二月不在此例） 鐵人像四枚、安藝木綿一斤、麻一斤、庸布一丈四尺、鍬二口、酒、米各二升、稻二束、鮓、堅魚、海藻各一斤、腊二升、鹽一升、
56	每月中宮御麻条	中宮晦日御麻（東宮准此） 鐵人像四枚、安藝木綿一斤、（東宮十兩、）麻一斤、庸布一丈四尺、鍬二口、酒、米各二升、稻二束、鮓、堅魚、海藻各一斤、腊二升、鹽一升、 右、其日中臣率卜部進候延政門、（並著公服木綿藏、）大舍人叫門、宮内省入奏、退出召中臣、称唯捧御麻入就版位、勅曰參來、中臣称唯昇就贄子敷、伝授内侍、降候階下、内侍進奉、詔授中臣、即執退出、其中宮、東宮奉儀、同六月晦、
57	每月御贖条	每月晦日御贖（中宮東宮准此、六月十二月不在此例） 金人像、銀人像各卅二枚、（東宮各八枚、）紫帛四尺、五色帛各五尺、絲一鈎、調布一端、木綿、麻、黄蘗各一斤、米一斗、酒六升五合、鮓二隻、雜盛一篋、鹽二升、坏二口、盆八口、（東宮四口、）匏一柄、櫛十把、食薦一枚、御輿形四具、挿幣木各廿枚、 右、御巫行事、

【別表③】『延喜式』臨時祭

番号	条文名	本 文
1	応祭条	臨時祭 凡常祀之外応祭者、随事祭之、非弁官処分、不得頓預常祭、
2	霹靂神祭条	霹靂神祭 絹一疋、五色薄絁各六尺、倭文六尺、庸布二段、木綿八兩、麻四斤、鉞二口、鮑四斤、堅魚六斤、腊四斤、鹽四升、海藻八斤、雜海菜廿斤、米二斗、酒四斗、稻四束、缶、盆各二口、坏六口、水戸二口、鶏二翼、匏二柄、櫛廿把、食薦二枚、輿篋一脚、漂衣布一端、(已上祭料、)木綿、麻各四斤、庸布四段、鉞四口、鹿皮四張、大刀四口、弓四張、矢八隻、米四斗、酒六斗、稻四束、鮑、堅魚各六斤、腊六斤、海藻、滑海藻、雜海菜各廿斤、鹽四升、盆、坏各四口、匏四柄、食薦二枚、(已上解除料、) 石、荒魂、和魂各中分、並煮粥而祭、若新有霹靂神者、依件鎮祭、移棄山野、
3	鎮龜鳴祭条	鎮龜鳴祭 絹一疋、絲一絢、五色薄絁各四尺、綿一屯、布一端、庸布二段、倭文二尺、木綿、麻各一斤、鉞二口、米、酒各一斗、稻二束、鮑六斤、堅魚十一斤十兩、腊四斤六兩、海藻六斤、鹽三斗、盆一口、坏二口、櫛六把、匏二柄、食薦二枚、
4	鎮水神祭条	鎮水神祭 五色薄絁各二尺、倭文二尺、木綿八兩、麻二斤、鉞四口、米四升、酒八升、稻四束、鮑、堅魚各二斤、腊一斤十二兩、鹽二升、櫛四把、缶二口、坏四口、裏葉薦二枚、布二端、庸布二段、
5	御龜祭条	御龜祭 五色薄絁各二尺、倭文一尺、木綿三兩、麻六兩、鉞二口、米、酒各二升、鮑一斤、堅魚二斤二兩、腊十四兩、海藻二斤二兩、鹽一升一合、坏、瓶各二口、庸布一丈四尺、
6	御井祭条	御井祭 絹一疋、五色薄絁各四尺、絲一絢、綿一屯、倭文二尺、木綿八兩、麻一斤、布一端、庸布一段、鉞二口、米、酒各二斗、稻四束、赤小豆二合、東鮑一斤、堅魚二斤、腊四斤、海藻三斤、鹽三升、漚二口、盆一口、坏二口、匏二柄、裏葉薦一枚、櫛四把、輿篋一脚、食薦二枚、明衣料調布二丈、夫二人、
7	産井祭条	産井祭 絹一疋、五色薄絁各四尺、絲一絢、綿一屯、倭文二尺、布一端、木綿五兩、麻一斤、鉞二口、米、酒各二斗、稻四束、赤小豆二合、東鮑一斤、堅魚二斤、腊四斤、海藻三斤、鹽三升、盆、坏各二口、漚二口、匏二柄、櫛四把、裏葉薦一枚、庸布一段、明衣料調布二丈、輿篋一腰、夫二人、
8	鎮御在所祭条	鎮御在所祭 絹五疋、五色薄絁各五丈、五色帛各五丈、倭文五丈、布六端、木綿、麻各五兩、鉞十口、米、酒各五斗、鮑卅六斤、堅魚六十九斤十二兩、烏賊十八斤、腊十三斤二兩、海藻卅斤、雜海菜卅斤、鹽三斗、盆、坏各五口、匏五柄、櫛十把、輿篋二脚、席五枚、食薦五枚、篋五枚、
9	鎮土公祭条	鎮土公祭 絹一丈、五色薄絁各四尺、倭文四尺、木綿一斤、麻一斤、鉞二口、布一端、庸布二段、米五升、酒五升、鮑、堅魚各三斤、海藻三斤、腊二斤、鹽二升、盆一口、坏四口、匏一柄、櫛十把、食薦一枚、
10	御川水祭条	御川水祭 絹四丈五尺、五色薄絁各六尺、布二端、倭文二尺、綿五屯、絲五兩、木綿、麻各五斤、紙一百張、錢八百文、鉞五口、米、酒糟各五斗、稻五束、大小豆各二升、糯米三斗、鮑、堅魚各六斤、腊四斤六兩、鮭五隻、海藻八斤、鹽五升、明櫃二合、折櫃五合、坏五十口、匏五柄、櫛一俵、輿篋一脚、席、薦各二枚、食薦五枚、
11	鎮新宮地祭	鎮新宮地祭 金、銀各五兩、銅、鐵各五十斤、水玉五十枚、絹五疋、五色帛各五疋、倭文五尺、常布五端、庸布廿五段、木綿、麻各五十斤、大刀五口、弓五張、矢五隻、鉞六口、鏢一口、鎌二張、鹿皮五張、黃蘗五十斤、米五石、清酒五缶、(各受三斗、)稻二百五十束、鮑五斤、堅魚五籠、(別受十一斤十兩、)腊五籠、(別受四斤六兩、)海藻五籠、(別受六斤、)雜海菜五籠、(別受六斤、)鹽五籠、(別受三斗、)缶、橫盆各五口、坏廿五口、匏五柄、櫛五十把、薦十枚、絹衣二領、布衣一領、皂纈頭巾二枚、馬五疋、
		御巫等遷替供神裝束

12	供神裝束条	<p>神殿各一字、(長一丈七尺、廣一丈二尺五寸。)男神衣四領、被四領料緋帛八疋、汗衫四領、袴四腰料帛疋二、女神衣四領、裙四腰料紫帛疋二丈、裙腰料綠帛二丈、汗衫四領料帛一疋二丈、綿五十疋四、帳一條料緋帛三疋、床覆二條、幌一條料黃帛一疋、縫料緋練絲各二兩、蓋代、地代各一條料布二端、床二脚、(長各六尺、廣三尺三寸。)黃端帖二枚、(長短准床。)韓櫃二合、(塗漆備鎮番打立。)</p> <p>右、每御巫遷替、神殿以下改換、但座摩、御門、生嶋等奉齋神、唯改神殿、不供裝束、其新任御巫、皆給屋一字、(長二丈、庇二面長各二丈。)</p>
13	御禊条	<p>御禊(中宮、東宮准此)</p> <p>匱御服二具料布二段、五色薄綿各六尺、五色帛各六尺、安藝木綿三斤、凡木綿一斤、麻二斤、鉞四口、黃藥十枚、米、酒各二斗、稻四束、鮫、堅魚各六斤、腊二斤、海藻六斤、雜海藻六斤、鹽四升、盆、坏各八口、匏二柄、柵十把、食薦四枚、輿篋二脚、祝料庸布二段、枋二枚、夫四人、</p>
14	羅城御贖条	<p>羅城御贖(每世一行、中宮准此)</p> <p>奴婢八人、馬八疋、鞍八具、綵帛卅疋、倭文八尺、常布八十疋、木綿、麻各八十斤、服八具、被八領、帷八條、幟頭八條、巾子八口、帶八條、履、襪各八兩、鹿皮八張、鉞八十口、白米八石、酒八缶、(別受三斗。)稻八百束、鮫、堅魚各八籠、(別受六斤。)雜稻八籠、(別受四斤六兩。)海藻、滑海藻各八籠、(別受六斤。)海松八籠、鹽八石、匏八柄、蓋八十口、埵八口、柵八俵、薦八枚、食薦八枚、短帖一枚、簀一枚、</p>
15	八衢祭条	<p>八衢祭(中宮、東宮減半)</p> <p>大刀八口、弓八張、箭八具、鞆八枚、五色薄綿純疋、腊、海藻、海松、滑海藻各八籠、(別受六斤。)柵四脚、</p>
16	行幸時祭条	行幸時祭(若不經宿不祭)
17	行幸神幣条	<p>路次神幣</p> <p>大社別五色薄綿各一尺、絹五尺、絲一鈎、綿一屯、木綿二兩、麻五兩、裏葉薦五尺、小社別五色薄綿各一尺、絹三尺、絲一鈎、綿一屯、木綿二兩、麻五兩、裏葉薦三尺、</p>
18	行幸堺祭条	<p>堺祭</p> <p>堺別倭文一尺、木綿五兩、麻八兩、鉞二口、米、酒各四升、鮫、堅魚各二斤、腊二斤、海藻二斤、鹽二升、瓶、坏各二口、柏四把、食薦一枚、</p>
19	行幸大殿祭条	<p>大殿祭</p> <p>安藝木綿八兩、八足机一脚、米、酒各一升、筥一合、瓶、坏各一口、</p>
20	行幸御井御電祭条	<p>御井并御電祭</p> <p>五色薄綿各三尺、倭文一尺、木綿三兩、麻二兩、鉞一口、米、酒各一升、鮫、堅魚各一斤、腊一升、海藻一斤、鹽一升、瓶、坏各一口、食薦一枚、柏四把、</p>
21	行幸中宮御電祭条	<p>中宮御電祭(東宮准此)</p> <p>五色薄綿各一尺、倭文五寸、木綿一兩、麻二兩、鉞一口、米、酒各一升、鮫、堅魚各一斤、腊一斤、海藻一斤、鹽一升、瓶、坏各一口、</p>
22	八十嶋神祭条	<p>八十嶋神祭(中宮准此)</p> <p>五色帛各一疋二丈、綿一疋二丈、絲卅鈎、綿卅屯、倭文一端三丈八尺、木綿、麻各卅斤、庸布十段、紙二百張、押幣木一百廿枝、匱御服八具料庸布八段、御輿形冊具覆料紫帛四丈、鉞卅口、錢三貫文、(二貫文散料、一貫文鮮魚菓子直。)金銀人像各八十枚、金塗鈴八十口、鏡八十二面、(二面五寸、八十面一寸。)玉一百枚、大刀一口、弓一張、矢五十隻、胡籬一具、黃藥八十枚、盆、塙各廿口、坏八十口、米、酒各一石、糟八斗、缶六口、鮫、堅魚、腊、海藻各八籠、鮭五十隻、鹽五籠、柵二俵、稻廿束、席、薦各八枚、食薦八枚、輿篋五脚、明櫃四合、匏十柄、祝詞料綿二疋、調布二端、</p>
23	東宮八十嶋祭条	<p>東宮八十嶋祭</p> <p>五色帛各二丈、綿二丈、絲八鈎、綿八屯、倭文二丈、木綿、麻各八斤、庸布四段、紙五十張、匱服八具料庸布四段、輿形冊具覆料紫帛二丈、鉞八口、錢六百文、(二百文散料、四百文鮮魚菓子料。)押幣帛六十枝、金銀人像各卅枚、金塗鈴卅口、鏡卅面、(二面徑五寸、卅八面徑一寸。)大刀一口、弓一張、矢五十隻、胡籬一具、黃藥廿枚、盆、塙各八口、坏卅口、米、酒各四斗、缶二口、鮫、堅魚、腊、海藻、鹽各二籠、鮭十隻、柵廿把、稻四束、席、薦各二枚、食薦二枚、輿篋二脚、明櫃二合、匏二柄、夫四人、祝詞料綿一疋、調布二端、</p> <p>住吉神四座、大依羅神四座、海神二座、垂水神二座、住道神二座、</p> <p>座別五色帛各五尺、絹五尺、絲一鈎、綿一屯、倭文一尺、裏料布三尺、住吉社神主料絹一疋、祝拜大依羅祝料各布二端、垂水社祝布二端、海神住道社祝布各一端、御巫生嶋巫各絹二疋、布二端、擔夫十人、</p> <p>右、八十嶋祭御巫、生嶋巫、并史一人、御琴彈一人、神部二人、及內侍一人、內藏</p>

		属一人、舍人二人、赴難波津祭之、
24	宮城疫神祭条	宮城四隅疫神祭(若応祭京城四隅准此) 五色薄絨各一丈六尺、(等分四所、已下准此、)倭文一丈六尺、木綿四斤八兩、麻八斤、庸布八段、鍬十六口、牛皮、熊皮、鹿皮、猪皮各四張、米、酒各四斗、稻十六束、鰯、堅魚各十六斤、腊二斗、海藻、雜海菜各十六斤、鹽二斗、盆四口、坏八口、匏四柄、櫛十六把、薦四枚、藁四圍、格棚四脚、(各高四尺、長三尺五寸、)枋一枝、
25	畿内疫神祭条	畿内堺十处疫神祭(山城與近江堺一、山城與丹波堺二、山城與攝津堺三、山城與河内堺四、山城與大和堺五、山城與伊賀堺六、大和與伊賀堺七、大和與紀伊堺八、和泉與紀伊堺九、攝津與播磨堺十、) 堺別五色薄絨各四尺、倭文四尺、木綿、麻各一斤二兩、庸布二段、金鐵人像各一枚、鍬四口、牛皮、熊皮、鹿皮、猪皮各一張、稻四束、米、酒各一斗、鰯、堅魚、海藻、滑海藻各四斤、雜海菜四斤、腊五升、鹽五升、水盆一口、坏二口、匏一柄、櫛四把、薦一枚、藁一圍、輿篋一脚、枋一枝、擔夫二人、(京職差備充之、)
26	祈雨神祭条	祈雨神祭八十五座(並大) 賀茂別雷神一座 賀茂御祖社二座 松尾社二座 稻荷社三座 水主社十座 樺井社一座 木嶋社一座 羽東石社一座 乙訓社一座 和岐社一座 貴布祢社一座(已上山城國) 大和社三座 大神社一座 石上社一座 太社二座(或作多社、) 一言主社一座 片岡社一座 廣瀬社一座 龍田社二座 巨勢山口社一座 葛木水分社一座 賀茂山口社一座 當麻山口社一座 大坂山口社一座 膽駒山口社一座 瞻駒社一座 石村山口社一座 耳成山口社一座 養父山口社一座 都祁山口社一座 都祁水分社一座 長谷山口社一座 忍坂山口社一座 宇陀水分社一座 飛鳥社四座 飛鳥山口社一座 畝火山口社一座 吉野山口社一座 吉野水分社一座 丹生川上社一座(已上大和國) 枚岡社四座 恩智社二座(已上河内國) 大鳥社一座(和泉國) 住吉社四座 大依羅社四座 難波大社二座 廣田社一座 生田社一座 長田社一座 新屋社三座 垂水社一座 名次社一座(已上攝津國) 座別絹五尺、五色薄絨各一尺、絲一鈎、綿一屯、木綿二兩、麻五兩、裹薦半枚、每社調布二端、(軋料、)夫一人、丹生川上社、貴布祢社各加黑毛馬一疋、自餘社加庸布一段、其霖雨不止祭料亦同、但馬用白毛、
27	丹生川上神条	凡奉幣丹生川上神者、大和社神主隨使向社奉之、
		名神祭二百八十五座 園神社一座 韓神社二座(已上坐宮内省、) 賀茂別雷神社一座 賀茂御祖神社二座 松尾神社二座 稻荷神社三座 貴布祢社一座 鴨川合神社一座 御井神社一座 葛野月読神社一座 木嶋坐天照御魂神社一座 平野神社四座 梅宮神社四座 乙訓神社一座 酒解神社一座(亦号山崎神、已上山城國、) 春日神社四座 大和神社三座 石上神社一座 多坐神社二座(或号大社、) 飛鳥神社四座 高市御県神社一座 氣吹雷神社二座 大神社一座 太玉神社四座 穴師神社一座 高屋安倍神社三座 大名持御魂神社一座 丹生川上神社一座 金峯神社一座 鴨神社二座 葛木御歳神社一座 葛木一言主神社一座 高鴨神社四座 高天彦神社一座 葛木火雷神社二座 片岡神社一座 火幡神社一座 廣瀬神社一座 龍田神社二座 平群坐紀氏神社一座(已上大和國) 恩智神社二座 枚岡神社四座 杜本神社二座 飛鳥戸神社一座(已上河内國) 大鳥神社一座(和泉國) 住吉神社四座 大依羅神社四座 難波生國魂神社二座 比売許曾神社一座(亦号下照比売) 新屋神社三座 垂水神社一座 廣田神社一座 生田神社一座 長田神社一座(已上攝津國) 阿射加神社三座 多度神社一座(已上伊勢國) 大神「神」社一座(或大作多、) 真墨田神社一座 大泉神社一座 熱田神社一座 日割御子神社一座 孫若御子神社一座 高座結御子神社一座(已上尾張國) 角避比古神社一座 敬満神社一座(已上遠江國) 浅間神社一座(駿河國) 三嶋神社一座 伊古奈比咩命神社一座 物忌奈命神社一座 阿波命神社一座 楊原神社一座(已上伊豆國) 寒川神社一座(相模國) 氷川神社一座 金佐奈神社一座(已上武藏國) 安房神社一座(安房國) 玉前神社一座(上總國) 香取神宮一座(下總國) 鹿嶋神宮一座 大洗磯前業師菩薩神社一座 静神社一座 筑波山神社一座 吉田神社一

28	名神祭糸	<p>座 烈磯前業師菩薩神社一座 稲田神社一座 (已上常陸國)</p> <p>小野神社二座 日吉神社一座 (比叡神同、) 佐久奈度神社一座 建部神社一座 川田神社二座 御上神社一座 奥津嶋神社一座 伊香神社一座 水尾神社二座 (或水作三、已上近江國)</p> <p>仲山金山彦神社一座 (美濃國)</p> <p>南方刀美神社二座 穂高神社一座 生嶋足嶋神社二座 (已上信濃國)</p> <p>貫前神社一座 (或作拔鋒、) 伊加保神社一座 赤城神社一座 (已上上野國)</p> <p>二荒神社一座 (下野國)</p> <p>都都古和氣神社一座 菊田嶺神社一座 志波彦神社一座 鼻節神社一座 志波姫神社一座 伊達神社一座 東屋沼神社一座 零羊崎神社一座 拝幣志神社一座 計仙麻神社一座 多珂神社一座 伊佐須美神社一座 宇奈己呂和氣神社一座 大高山神社一座 子負嶺神社一座 (已上陸奥國)</p> <p>大物忌神社一座 月山神社一座 (已上出羽國)</p> <p>若狹比古神社二座 (若狹國)</p> <p>氣比神社七座 大虫神社一座 (已上越前國)</p> <p>氣多神社一座 (能登國)</p> <p>伊夜比古神社一座 (越後國)</p> <p>出雲神社一座 小川月神社一座 麻氣神社一座 櫛石窓神社二座 (已上丹波國)</p> <p>大川神社一座 篁神社一座 大虫神社一座 小虫神社一座 大宮壳神社二座 (已上丹後國)</p> <p>粟鹿神社一座 夜夫神社二座 伊豆志神社八座 山神社一座 戸神社一座 雷神社一座 檜神社一座 海神社一座 (已上但馬國)</p> <p>字倍神社一座因幡國 熊野神社一座 杵築神社一座 (已上出雲國)</p> <p>由良比女神社一座 宇受加命神社一座 水若酢命神社一座 伊勢命神社一座 (已上隱岐國)</p> <p>海神社三座 粒坐天照神社一座 中臣印達神社一座 家嶋神社一座 伊和神社一座 (已上播磨國)</p> <p>中山神社一座 (美作國)</p> <p>安仁神社一座 (備前國)</p> <p>吉備津彦神社一座 (備中國)</p> <p>速谷神社一座 伊都岐嶋神社一座 多家神社一座 (已上安藝國)</p> <p>住吉荒御魂神社三座 (長門國)</p> <p>丹生都比女神社一座 日前神社一座 國懸神社一座 伊太郎曾神社一座 大屋都比壳神社一座 都麻都比壳神社一座 鳴神社一座 伊達神社一座 志磨神社一座 靜火神社一座 須佐神社一座 (已上紀伊國)</p> <p>淡路伊佐奈岐神社一座 大和大國魂神社一座 (已上淡路國)</p> <p>大麻比古神社一座 天日鷲神社一座 (已上阿波國)</p> <p>粟井神社一座 (讃岐國)</p> <p>村山神社一座 大山積神社一座 野間神社一座 阿治美神社一座 (已上伊予國)</p> <p>宗像神社三座 住吉神社三座 志加海神社三座 八幡神社一座 筑紫神社一座 竈門神社一座 美奈宜神社三座 (已上筑前國)</p> <p>高良玉垂命神社一座 豊比咩神社一座 (已上筑後國)</p> <p>田嶋坐神社一座 (肥前國)</p> <p>健磐龍命神社一座 (肥後國)</p> <p>住吉神社一座 兵主神社一座 月読神社一座 中津神社一座 天手長男神社一座 天手長比壳神社一座 (已上壱岐國)</p> <p>和多都美神社一座 和多都美御子神社一座 高御魂神社一座 和多都美神社一座 太祝詞神社一座 住吉神社一座 (已上對馬國)</p> <p>座別繩五尺、綿一屯、絲一鈎、五色薄繩各一尺、木綿二兩、麻五兩、裏料薦廿枚、若有大袴者、加繩五丈五尺、以布一端代絲一鈎、</p>
29	遣蕃國使祭糸	<p>遣蕃國使時祭 (使還之日准此)</p> <p>五色薄繩各三尺四丈八尺、繩四疋、倭文二端、木綿十五斤、麻十五斤、布十六端、明衣料庸布六段、鮫、堅魚各十連、鮭廿隻、腊十籠、海藻二籠、鮪二斗四升二合、鹽二升四合二勺、缶四口、瓶五口、坏二百口、櫛二枚、白米二斗、飯二石、酒一石、(副案、壺、盞、甕、篩等、) 菓薦廿枚、</p> <p>右、擬免使者、惣祭天神地祇於郊野、祭庭當國司掃脩其地、又所司葺葺并設座、所須雜物、神祇官申官請、其酒肴等、所司各儲會集祭所、神祇官率神部等 (並著明衣、) 行祭事、大使自陳祝詞、神部奠幣、訖大使已下各供私幣、(神部執奠神座、)</p>
		<p>遣遣唐使舶木靈并山神祭</p> <p>五色玉二百八十九、金作鈴四口、鏡四面、絲一鈎、繩一疋六尺、綿一屯、五色薄繩各一</p>

30	遣唐舶木靈祭条	丈四尺、倭文三尺、木綿一斤八兩、鉄四口、裏薦二枚、(已上京庫所請。) 麻一斤八兩、白米一斗四升、稻六束、酒一斗四升、鹽八升、鮓、堅魚各六斤、海藻、滑海藻、海松、雜海藻各八斤、(已上用正稅。) 酒盞六口、坏四口、匏三柄、柏廿六把、棚二前已上用當國物、使一人、(中臣氏、)
31	開舶居祭条	開遣唐舶居祭(住吉社) 幣料絹四丈、五色薄絨各四尺、絲四鈎、綿四屯、木綿八兩、麻一斤四兩、 右、神祇官差使、向社祭之、
32	唐客入京祭条	唐客入京路次神祭 幣帛絨五尺、絲一鈎、綿一屯、五色薄絨各一尺、木綿二兩、麻三兩、裏料薦四枚、(已上幣前別所充。) 差使二人、(畿内外國各一人、並中臣、)
33	蕃客送祭条	蕃客送堺神祭 五色薄絨各四尺、倭文二尺、木綿、麻各二斤、庸布四段、鉄四口、牛皮、熊皮、鹿皮、猪皮各二張、酒二斗、米四升、鮓、堅魚各二斤、海藻四斤、腊八升、鹽四升、稻十二束、水盆二口、坏四口、匏二柄、薦二枚、藥四圓、棚八把、(已上祭料。) 木綿四兩、麻一斤、酒六升、米四升、鮓、堅魚各一斤、雜海藻二斤、腊一斤、鹽一升、水盆、坏各二口、匏一柄、食薦二枚、棚十把、鞞篋一口、枋一枝、夫二人、(已上祓料、) 右、蕃客入朝、迎畿内堺、祭却送神、其客徒等、比至京城、給祓麻、令除乃入、
34	障神祭条	障神祭、 五色薄絨各一丈二尺、倭文一丈二尺、木綿、麻各十二斤、庸布八段、熊皮、牛皮、鹿皮、猪皮各四張、鉄十六口、米、酒各四斗、稻十六束、鮓、堅魚、海藻各八斤、腊、鹽各二斗、水盆四口、坏八口、匏四柄、棚十二把、薦四枚、(五色薄絨以下四所等分、) 右、客等入京、前二日、京城四隅爲障神祭、
35	負幸物条	賜出雲國造負幸物 金裝横刀一口、絲甘鈎、絹十疋、調布甘端、鉄廿口、 右、任國造訖、弁一人、史一人、就神祇官廳、(弁座設伯座上、即弁入自西就座、史座設前敷、其史入自東就座、) 次伯已下祐已上、以次就座、史一人、大藏錄一人、入自南門就座、(錄座設前敷、) 史唱官掌仰云、喚出雲國司并國造、官掌率國司國造就版位、(國造就版位、國司次立、官掌立西、若國司五位者就座、) 史亦喚神部、神部一人進、(著本綿髮手纏、) 就大刀案下跪之、于時弁宣云、出雲之國造(止) 今定給(幣留) 姓名(爾)、賜負幸之物(久止) 宣、國造稱唯、再拜兩段、拍手兩段、訖進大刀案下跪之、神部取大刀授之、拍手賜之、(拍手兩段、) 退授後取之人、即就版位、次大藏錄喚國造、國造就跪祿下、後取一人進、先取絲給國造、拍手一度、賜而授於後取、後取退立本列、絹布緞亦如之、國造退就版位、更取大刀出、(後取前立、國造後立、其國造者、喚名及給祿之時、每度稱唯、) 次錄、次本官、次史、次弁退出、
36	神寿詞条	國造奏神寿詞 玉六十八枚、(赤水精八枚、白水精十六枚、青石玉冊四枚、) 金銀裝横刀一口、(長二尺六寸五分、) 鏡一面、(徑七寸七分、) 倭文二端、(長各一丈四尺、廣二尺二寸、並置案、) 白眼雉毛馬一疋、白鶴二翼、(垂軒、) 御轡五十疋、(昇別處十疋、) 右、國造賜負幸物、還國潔齋一年、(齋内不決重刑、若當校班田者亦停、) 訖即國司率國造諸祝部并子弟等入朝、即於京外便處、修飭獻物、神祇官長自監視、預卜吉日、申官奏聞、宣示所司、又後齋一年更入朝、奏神寿詞如初儀、(事見儀式、)
37	國造給祿条	凡國造奏神寿詞日之平日、神祇官試國造奏事、給座料調薦五枚、奏神賀齋一日在前申官、國造已下、祝、神部、郡司、子弟五色人等給祿、但其人數、臨時所申、無有定額、祿法、國造絹廿疋、調布六十端、綿五十屯、祝、神部不論有位無位、各調布一端、郡司各二端、子弟各一端、
38	御贖物条	凡御贖物者、每月十五日以前移於所司、廿七日受備供之、
39	祭大祓料条	凡諸祭、并二季大祓等料物者、五日備供之、
40	東西文部条	凡東西文部等上大祓大刀者、取諸司主典已上者、
41	御贖小竹条	凡六月、十二月晦日御贖料小竹者、月廿五日以前申弁官、令山城國採進之、
42	宮主卜部条	凡宮主取卜部堪事者任之、其卜部取三國卜術優長者、(伊豆五人、壹岐五人、對馬十人、) 若取在都之人者、自非卜術絕群、不得輒充、其食入別日黑米二升、鹽二勺、妻別日米一升五合、鹽一勺五撮、
43	御巫条	凡御巫、御門巫、生嶋巫各一人、(其中宮東宮唯有御巫各一人、) 取庶女堪事充之、但考慮准散事宮人、
44	座摩巫条	凡座摩巫、取都下國造氏童女七歲已上者充之、若及嫁時、申弁官充替、

45	御巫時服条	凡諸御巫者、各給夏時服繩一疋、冬不給、其食人別日白米一升五合、鹽一勾五撮、
46	戶座条	凡戶座取七歲已上童男卜食者充之、若及婚時、申弁官充替、
47	神司遭喪条	凡諸神司及神主等、未滿六年、遭喪解任、不得補替、仍令祝部行事、服闋之日、復任滿限、其祿宜、祝部、一補之後、不須輒替、
48	神戶百姓条	凡神戶百姓、不得輒令得度、
49	觸穢忌忘条	凡觸穢惡事忌忘者、人死限卅日、(自葬日始計、) 產七日、六畜死五日、產三日、(鷄非忌限、) 其喪卒三日、(此官尋常忌之、但當祭時、餘司皆忌、)
50	弔喪条	凡弔喪、問病、及到山作所、遭三七日法事者、雖身不穢、而當日不可參入內裏、
51	改葬傷胎条	凡改葬及四月已上傷胎、並忌卅日、其三月以下傷胎忌七日、
52	致散齋条	凡祈年、賀茂、月次、神嘗、新嘗等祭前後散齋之日、僧尼及重服奪情從公之輩、不得參入內裏、雖輕服人、致齋并散齋之日、不得參入、自餘諸齋日、皆同此例、
53	無服齋条	凡緣無服齋請暇者、限日未滿、被召參入者、不得預祭事、
54	懷妊月事条	凡宮女懷妊者、散齋日之前退出、有月事者、祭日之前、退下宿廬、不得上殿、其三月、九月潔齋、預前退出宮外、
55	甲乙觸穢条	凡甲處有穢、乙入其處、(謂著座、下亦同、) 乙及同處人皆為穢、丙入乙處、只丙一身為穢、同處人不為穢、乙入丙處、人皆為穢、丁入丙處不為穢、其觸死葬之人、雖非神事月、不得參著諸司并諸衛陣及侍從所等、
56	一司穢条	凡宮城內一司有穢、不可停廢祭事、
57	觸失火条	凡觸失火所者、當神事時忌七日、
58	神稅等帳条	凡諸國神社調帳帳、及神戶計帳、祝部等名帳、每年勘造送此官、計會知実、即付返抄、
59	神社修理条	凡諸國神社隨破修理、但攝津國住吉、下總國香取、常陸國鹿嶋等神社正殿、廿年一度改造、其料便用神稅、如無神稅、即充正稅、
60	神社四至条	凡神社四至之內、不得伐樹木、及埋藏死人、
61	鴨社南辺条	凡鴨御祖社南辺者、雖在四至之外、濫僧屠者等、不得居住、
62	神戶調備条	凡神戶調備充祭料并造神社及供神調度、但田租貯為神稅、
63	預名神官社条	凡諸神預名神、官社等者、待官符下、更修下國符、請內印、
64	大神宮幣帛条	凡內侍調備大神宮幣帛之所者、官人率神部、當日早旦參向、相共供事、
65	祭料楯板条	凡祈年、月次、神今食、新嘗等祭料楯板、置座木等之類、仰五畿內諸國神戶百姓、令採進之、(山城國楯板二百枚、大和國四百枚、置座木一萬二千五百隻、攝津國楯板三百九十枚、置座木一萬二千隻、河內國楯板二百卅枚、置座木一萬二千隻、又鞍編戶百姓等置座木一千八百卅二隻、和泉國楯板百十一枚、)
66	婆波加木条	凡年中御卜料婆波加木皮者、仰大和國有封社、令採進之、
67	兆竹条	凡年中御卜料兆竹者、植於官中閑地臨事採用、
68	篋条	凡年中祭祓料所須篋千三百六十四隻者、大和國以神稅交易、十月以前進之、
69	交易雜皮条	凡伊豆、紀伊兩國以神稅交易所進祭料雜皮八十五張、(伊豆國、熊皮五張、猪皮十張、鹿皮卅張、紀伊國、熊皮五張、猪皮五張、鹿皮卅張、) 並付貢調使進此官、即與諸司出納、
70	雜弓条	凡甲斐、信濃兩國所進祈年祭料雜弓百八十張、(甲斐國樞弓八十張、信濃國、梓弓百張、) 並十二月以前差使進上、
71	弓矢大刀条	凡但馬、因幡、美作三國以神稅交易所進之弓矢、大刀者、充臨時祭祓料、(但馬、因幡兩國、各弓廿八張、征矢五十隻、美作國、大刀三柄、征矢五十隻、)
72	鉦木条	凡梓木千二百卅四竿、讚岐國十一月以前差綱丁進納、
73	荒宮条	凡因幡、伯耆兩國所進相嘗祭料荒宮八十八合、(國別卅四合、) 每年以神稅交易、十月以前差使進上、
74	富岐玉条	凡出雲國所進御富岐玉六十連、(三時大殿祭料卅六連、臨時廿四連、) 每年十月以前令意宇郡神戶玉作氏造備、差使進上、
75	薦条	凡薦三百七十八枚、攝津國以神稅交易送此官、充年中祭料、
76	龟甲条	凡年中所用龟甲、惣五十枚為限、(紀伊國中男作物十七枚、阿波國中男作物十三枚、交易六枚、土佐國中男作物十枚、交易四枚、) 但齋內親王遷入野宮用龟甲十三枚、臨時申弁

49 「令外祭祀」について

		官仰所出國、送納此官、毎月充之、
77	諸國神稅条	凡諸國所進神稅、交易雜物、并伊勢國度會、多氣、飯野三郡浪人調庸等者、校此官諸司出納、
78	菟韓神封条	凡菟、韓神兩社讚岐國封戸調庸租米者、送納此官充修社料、
79	三社神稅穀条	凡鴨御祖、別雷、熱田三社神稅穀者、社用之外不得他用、雖充社用、申弁官待報、
80	松尾社封条	凡松尾社因幡國封租穀者、停収此官、収社充供神料、
81	枚岡社封条	凡枚岡社武藏國封戸調庸租穀者、停収此官、収社充修社料、
82	石上社封条	凡石上社備後國封租穀者、収社家、充夏冬祭料、
83	住吉社封条	凡住吉社長門國封租穀者、令封戸徭夫運送、除運功之遺、令進徭分、用修社料、但豊浦郡封戸徭夫者、便留充御蔭社、
84	香取樂人裝束条	凡香取神宮樂人裝束者、令國司付領、若有欠失、拘其解由、(樂人六人料、袍六領、襖子六領、汗衫六領、白袴六腰、襪六兩、舞妓八人料、袷衣八領、單衣八領、袴八腰、裳八腰、絹帶八條、襪八兩、)
85	石上社鑰条	凡石上社門鑰一勾、匙二口、納官庫、臨祭在前、遣官人、神部、卜部各一人、開門掃除供祭、自餘正殿并伴佐伯二殿匙各一口、同納庫不得輒開、
86	春日等社鑰条	凡春日、廣瀬、龍田等社庫、鑰匙者、納置官庫、祭使官人臨祭請取、事畢返納、
87	熱田社読經条	凡尾張國熱田社、每年春秋二節、節別屈僧六十四口、転読金剛般若經一千卷、其布施供養、以神封物充之、
88	官人季祿条	凡官人季祿、馬料、要刺并供奉神事官人裝束、宮主、神琴師、龟卜長上季祿、馬料、月糧及卜部御巫等衣服者、以神稅充之、(但宮主月糧以官田給之、)
89	不仕糧条	凡不仕卜部糧米者、充官中雜用、
90	史生等糧条	凡史生二人、官掌一人、神部四人糧米者、以神稅物充之、月別各白米一斗五升、
91	平野神殿守条	凡平野神殿守者、以山城國徭丁一人充之、
92	菟韓神殿守条	凡菟、韓社神殿守者、以封丁一人充之、其月糧者、以神封庸米内給之、月別六斗、
93	八幡宮司条	凡八幡神宮司、以大神、宇佐二氏補之、不得雜補他氏、
94	禰宜祝鬮打条	凡禰宜、祝與人鬮打、及有他犯、詳其由移送此官、國司勿輒決罰、
95	神宮司季祿条	凡諸神宮司、祿宜季祿者、伊勢太神宮祿宜准從七位官、度會宮祿宜准從八位官、(並以神郡神稅給之、)下總國香取神宮司、常陸國鹿嶋神宮司、越前國氣比神宮司、並准從八位官、(並以封戸物充之、)能登國氣多神宮司准少初位官、(以神封給之、)

